

新公会計制度普及促進連絡会議
自治体間比較部会報告書
(財務指標による経年比較)

令和4年6月13日

新公会計制度普及促進連絡会議

目次

I	連絡会議「検討部会」の取組	1
II	財務指標による経年比較	4

I 連絡会議「検討部会」の取組

1 「検討部会」の取組

新公会計制度普及促進連絡会議を構成する各自治体(※)では、平成30年度までに新公会計制度の導入、財務諸表の作成を進めてきました。

(※連絡会議構成自治体：東京都、大阪府、新潟県、愛知県、東京都町田市、大阪府大阪市、東京都江戸川区、大阪府吹田市、福島県郡山市、東京都荒川区、東京都福生市、東京都八王子市、東京都中央区、東京都世田谷区、東京都品川区、東京都渋谷区、東京都板橋区、千葉県習志野市(オブザーバー))

今後は、整備された財務諸表から得られる情報を、活用につなげる取組が求められています。

そこで、平成30年5月の連絡会議において、

- 新公会計制度のメリットを活かした比較・分析手法を開発し、各自治体の活用に資する
- 全国自治体に対して情報発信し、制度の一層の活用推進を図る

ことを決議し、「検討部会」を設けて財務諸表の分析・評価手法等について研究することとしました。

2 各部会の検討事項

部会では、自治体間比較、事業別分析の2つの部会を設け検討を行いました。

自治体間比較部会は、「自分の自治体の位置づけや財政構造の特徴を把握し、自治体の特徴をわかりやすく住民に説明する」という目標を掲げ、全国自治体間における財務諸表の比較・分析手法の開発に向けた検討に取り組みました。

一方、事業別分析部会は、「事業別の財務諸表を作成し、さらに自治体内にとどまらず自治体間比較をすることで他自治体の良い取組を取り入れる」という目標を掲げ、自治体内や他自治体における類似事業との比較へ向けた、事業別財務諸表の作成・評価手法の整備に取り組みました。

4年目となる令和3年度についても、全国自治体への情報発信や、経年比較などを通じた分析を行い、参加自治体における活用と連携の促進に向け検討を継続しました。

【自治体間比較部会構成団体】

東京都（幹事）、大阪府、新潟県、愛知県、町田市、大阪市、江戸川区、郡山市、荒川区、福生市、中央区、世田谷区、品川区、板橋区、習志野市

【事業別分析部会構成団体】

渋谷区（幹事）、町田市、江戸川区、吹田市、八王子市

3 自治体間比較部会の検討内容

4年目となる令和3年度は、昨年度に引き続き「財務指標による経年比較[※]」と「複数の指標を組み合わせた分析」の2つのテーマに取り組みました。

本報告書は、このうち「財務指標による経年比較」についてまとめています。

「財務指標による経年比較」の検討経過

令和3年6月	自治体間比較部会参加団体決定
7月～	<u>第一回部会</u> 令和2年度に検討した財務指標に対する課題整理
9月～	<u>第二回部会</u> 令和3年度に算定する指標の決定 算定式についての意見収集
11月～	<u>第三回部会</u> 決定した財務指標の算定
令和4年3月～	<u>第四回部会</u> 報告書（案）について意見交換

Ⅱ 財務指標による経年比較

1 自治体間比較を行う上での留意点

(1) インフラ資産の評価基準の違い

自治体間比較を行う上では、自治体特有の制度や背景により、必ずしも財務数値がそのまま自治体の実態を反映しているとは言えない場合があります、いくつか留意すべき点があると考えています。

まず、資産の比較に関して留意すべき点として、「インフラ資産の評価基準」が挙げられます。

「統一的な基準」では、道路、河川及び水路の敷地のうち、昭和 59 年度以前に取得したものは、原則として取得原価が不明なものとして取り扱うこととし、備忘価額の 1 円で計上します。また、昭和 60 年度以降に取得したものでも、取得原価が不明なものは 1 円で計上することを許容しています。

したがって、昭和 59 年度以前に取得した道路、河川及び水路の敷地の計上の仕方や、昭和 60 年度以降に取得した道路、河川及び水路の敷地のうち「取得原価が不明」とした範囲によっては、各自治体の資産額が実態を正確に反映していない可能性があります。資産額の違いは、インフラ資産だけではなく、資産に基づく他の指標（「純資産比率」など）にも影響するため、自治体間比較にあたっては、指標の補正などに留意する必要があります。

(2) 所有外資産

地方自治体には、所有権を持たないものの、整備・維持に要する費用を負担する「所有外資産」があります。これは、管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川などを指します。

「統一的な基準」では、所有外資産は、所有権を持たないため資産計上しないこととされていますが、一方で、これに対する整備・維持費用の財源として起債を行う場

合は負債が計上されます。

自治体間の比較にあたっては、所有外資産の残高や、所有外資産に係る維持費用などを考慮した方が、より実質的な比較になると考えられます。しかし、所有外資産に関する台帳の整備などが新たに必要となることから、実務的に全てを把握することは困難であると言えます。自治体間比較にあたっては、所有外資産の計上基準や保有・管理状況による影響に留意する必要があります。

（３）臨時財政対策債

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行されるものです。このうち元利償還金相当額は、地方交付税の基準財政需要額に算入されるため、実質的に後年度に交付税措置されると言えます。

したがって、一般的な地方債とは分けて考える必要がありますが、会計上は他の地方債と同様に負債として扱われます。自治体間比較を行う上では、臨時財政対策債を単に「負債」と捉えるだけではなく、負債全体における臨時財政対策債残高の割合などを考慮することが望ましいと考えます。

（４）算定条件（会計基準や対象会計等）について

自治体間比較を行う上では、できる限り比較対象とする財務諸表の基準や単位を統一する必要があります。前述のとおり「統一的な基準」では、インフラ資産の評価方法などに留意が必要なことから、本報告書では、原則として各自治体の独自基準による財務諸表を比較対象とすることとしました。また、対象会計については、各自治体に共通する「一般会計」としました。ただし、公表ベースの数値を用いているため、「統一的な基準」による財務書類の「一般会計等」を算定対象としている場合もあります。

なお、特別会計の設置状況は自治体により異なるため、「一般会計」の財務諸表間の比較であっても会計範囲が完全に一致しているとは言えない点に留意が必要です。

【算定条件】

(都府県)

自治体名	東京都	大阪府	愛知県	新潟県
対象会計	一般会計 (独自基準)	一般会計 (独自基準)	一般会計 (独自基準)	一般会計等 (統一的な基準)
対象年度	平成 29 年度 ～令和元年度	平成 29 年度 ～令和元年度	平成 29 年度 ～令和元年度	平成 29 年度 ～令和元年度

(市)

自治体名	東京都 町田市	大阪府 大阪市	福島県 郡山市	東京都 福生市	千葉県 習志野市
対象会計	一般会計 (独自基準)	一般会計 (独自基準)	一般会計 (独自基準)	一般会計 (独自基準)	一般会計等 (統一的な基準)
対象年度	平成 29 年度 ～令和元年度	平成 29 年度 ～令和元年度	平成 29 年度 ～令和元年度	平成 29 年度 ～令和元年度	平成 29 年度 ～令和元年度

(特別区)

自治体名	東京都 江戸川区	東京都 荒川区	東京都 中央区	東京都 世田谷区
対象会計	一般会計 (独自基準)	一般会計 (独自基準)	一般会計 (独自基準)	一般会計 (独自基準)
対象年度	平成 29 年度 ～令和元年度	平成 29 年度 ～令和元年度	平成 29 年度 ～令和元年度	平成 30 年度 ～令和元年度

自治体名	東京都 品川区	東京都 板橋区
対象会計	一般会計 (独自基準)	一般会計 (独自基準)
対象年度	平成 30 年度 ～令和元年度	平成 30 年度 ～令和元年度

※算定した財務指標の数値は、各自治体が公式に発表しているものではないことにご留意ください。

※令和 3 年度の取組では、対象年度を「平成 29 年度～令和元年度」の 3 か年に統一しています。ただし、算定対象となる財務諸表の作成状況により、2 か年分を対象年度としている自治体があります。

2 指標による比較・分析手法の提案

自治体間比較に用いる指標の提案

自治体間比較部会では、「自治体の特徴をわかりやすく住民に説明する」という目標を掲げ、部会参加自治体からの提案を元に、多くの自治体で用いやすい指標を検討しています。

初年度であった平成 30 年度は、複式簿記の導入によって明らかになった「資産」「負債」「費用」に関する 8 つの指標と 2 つの試算値について、多くの自治体で作成している会計範囲（一般会計など）の財務諸表を基に各指標で基準となりそうな水準の抽出など分析を試みました。

その後も、令和元年度は、各指標の経年による数値の推移を比較・分析することで、令和 2 年度は、算定式の変更などの改良を加えつつ各指標の経年による数値の推移を比較・分析することで、指標の有効性の検証を実施しました。

4 年目となる令和 3 年度は、新たな指標として「経常費用に対する各費用の構成比」を導入し、自治体の経常費用の構成割合を自治体間・経年比較することにより、各自治体が行政サービスの提供に要したコストの内容を客観的数値に基づき説明することを試みました。

【令和 3 年度における変更点】

○指標 5（新指標）「経常費用に対する各費用の構成比」

算定式

PL 人件費 ÷ PL 経常費用

PL 物件費 ÷ PL 経常費用

PL 社会保障給付 ÷ PL 経常費用

PL 補助金等 ÷ PL 経常費用（または PL 補助費等 ÷ PL 経常費用）

PL 維持補修費 ÷ PL 経常費用

PL 減価償却費 ÷ PL 経常費用

PL その他 ÷ PL 経常費用

※今後、BS:貸借対照表、PL:行政コスト計算書、CF:キャッシュ・フロー計算書（資金収支計算書）とします。

○（旧）試算2「歳出と資産・負債増減の関係」

算定式

（2年度）純資産増減 ÷ CF 支出合計（＝歳出決算額※）

※会計間で内部取引の相殺消去を行っている場合は、CF 支出合計と官庁会計の歳出決算額は一致しない。

（3年度）算定対象から除外

本指標については、現状、自治体における財務諸表の分析において一般的な指標ではないことや、分母に関しては歳出決算額（CF 支出）のうち「費用を通じて純資産を減少させる支出」のみが純資産の増減に影響があり、分子と分母がうまく対応していない等の理由により、算定対象から除外しました。

○報告書のレイアウトについて

指標 1	資産合計に対する各資産の構成比	←BS のみの指標
指標 2	資産に対する負債の比率	←BS のみの指標
指標 3	有形固定資産に対する地方債の比率	←BS のみの指標
(旧) 指標 7	有形固定資産（土地を除く）に対する維持補修費の比率	←BS+PL の指標
新指標	経常費用に対する各費用の構成比	←PL のみの指標
(旧) 指標 4	費用に対する収入（税収等を含む）の比率	←PL のみの指標
(旧) 指標 5	人口当たりの収入（税収等を含む）、費用	←PL+非財務情報の指標
(旧) 指標 6	減価償却費に対する公共施設等整備費支出の比率	←PL+CF の指標

現在の各指標の並びを考慮した際、「指標 1」が貸借対照表 (BS) に係る「各資産の構成比」であることを踏まえると、「新指標」は、行政コスト計算書 (PL) に係る指標の最初に位置することが自然だと考えました。また「(旧) 指標 7」は、貸借対照表 (BS) + 行政コスト計算書 (PL) の指標であることから、他の指標の並びを考慮し、「指標 3」の後ろに挿入し、以降の指標を繰り下げることになりました。

【自治体間比較に用いる指標】

指標			
1	資産合計に対する各資産の構成比	自治体の資産の構成割合を説明する指標	p. 12
2	資産に対する負債の比率	自治体の保有する資産が、将来の負担である負債で賄われている割合を説明する指標	p. 15
3	有形固定資産に対する地方債の比率	社会資本である有形固定資産と地方債の状況を説明する指標	p. 18
4	有形固定資産に対する維持補修費の比率	公共施設等の規模に対する維持補修の実施状況を説明する指標	p. 21
5	経常費用に対する各費用の構成比	自治体の経常費用の構成割合を説明する指標	p. 24
6	費用に対する収入（税込等を含む）の比率	当期の行政サービスの提供（費用）に対する現世代の負担割合を説明する指標	p. 28
7	人口当たりの収入（税込等を含む）	当期の行政サービスの提供（費用）と当期の負担（収入）の規模を人口当たりで説明する指標	p. 30
	人口当たりの費用		
8	減価償却費に対する公共施設等整備費支出の比率	公共施設の老朽化と新設・更新支出とのバランスを説明する指標	p. 33
試算			
1	歳出と費用の関係	当期の負担と、行政サービスの提供量との関係の分析	p. 36

(注) 本報告書の計数については、原則として表示単位未満を四捨五入しています。
都府県平均及び区市平均は、本都会参加自治体における平均値です。

指標 1 資産合計に対する各資産の構成比

【説明】

自治体の資産の構成割合を説明する指標です。前回に続き、以下の算定式で経年比較を行いました。

【算定式】

事業用資産	BS 事業用資産	÷	BS 資産合計
インフラ資産	BS インフラ資産	÷	BS 資産合計
基金	BS 基金	÷	BS 資産合計

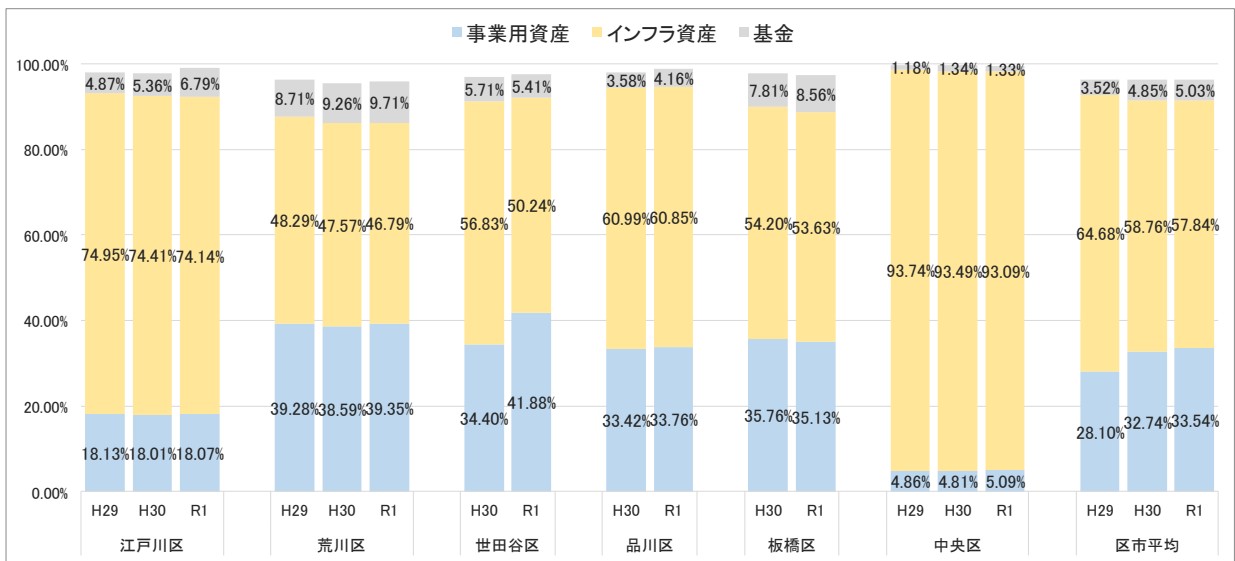
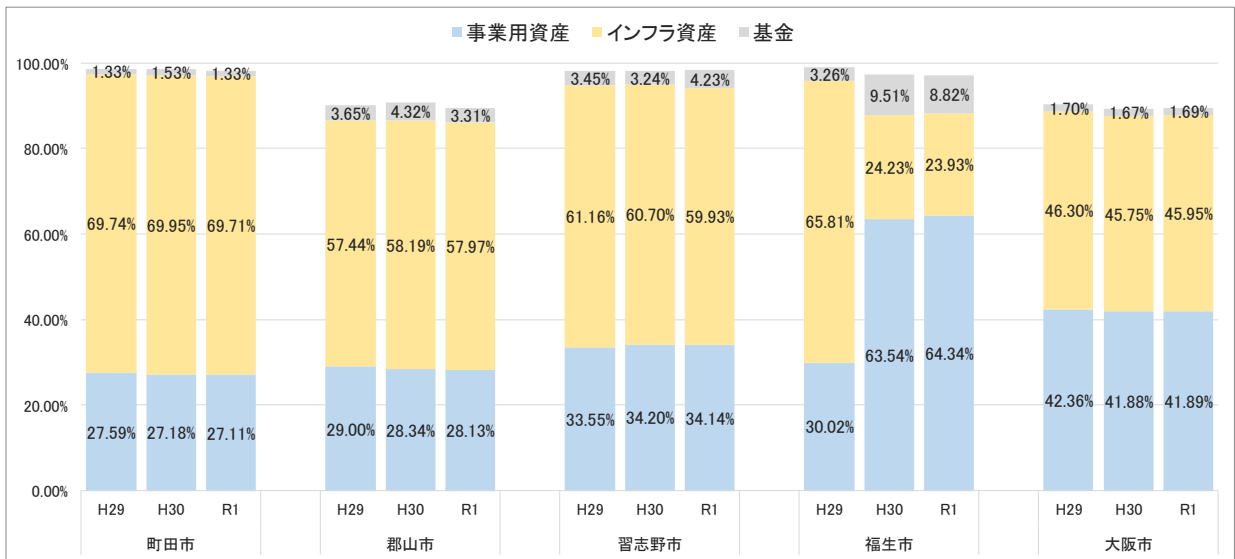
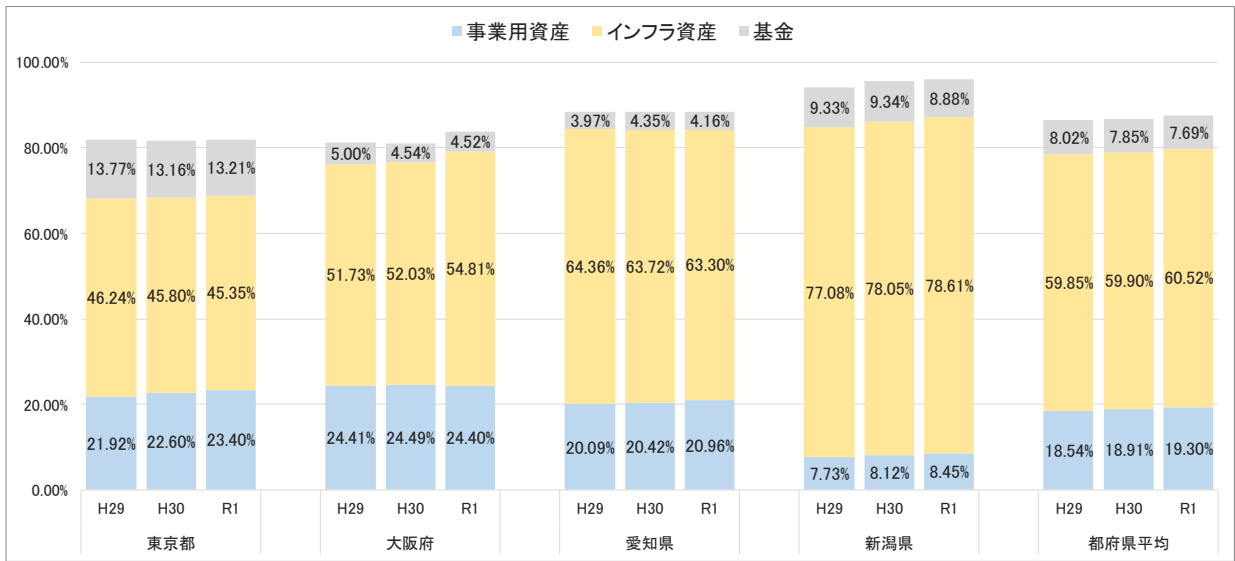
また、インフラ資産の評価基準による違いを考慮するため、インフラ資産（土地）を資産から控除した場合の算定も行いました。

【考察】

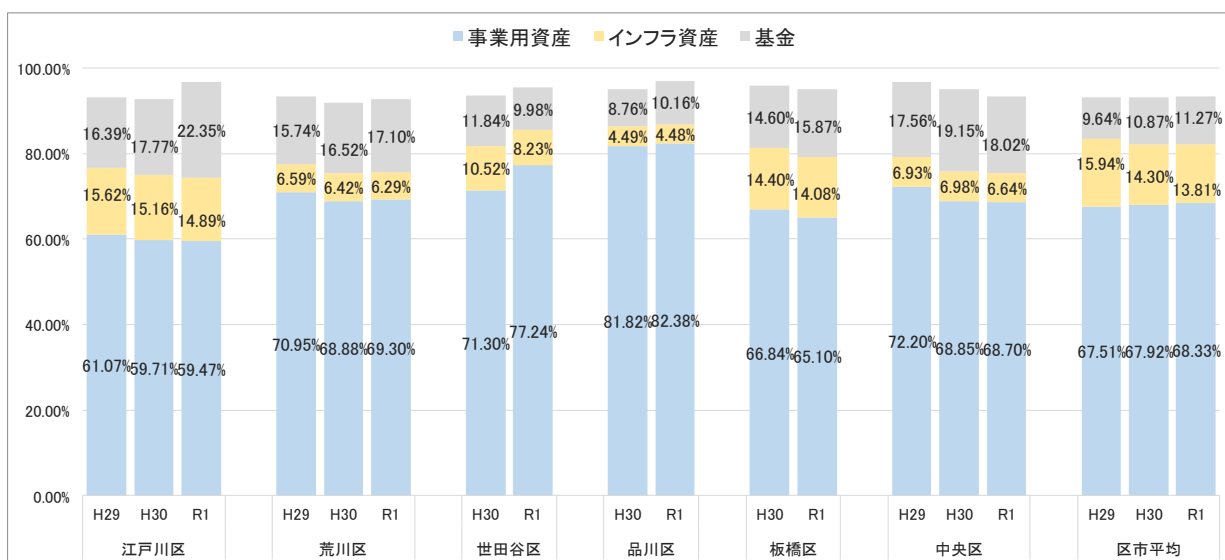
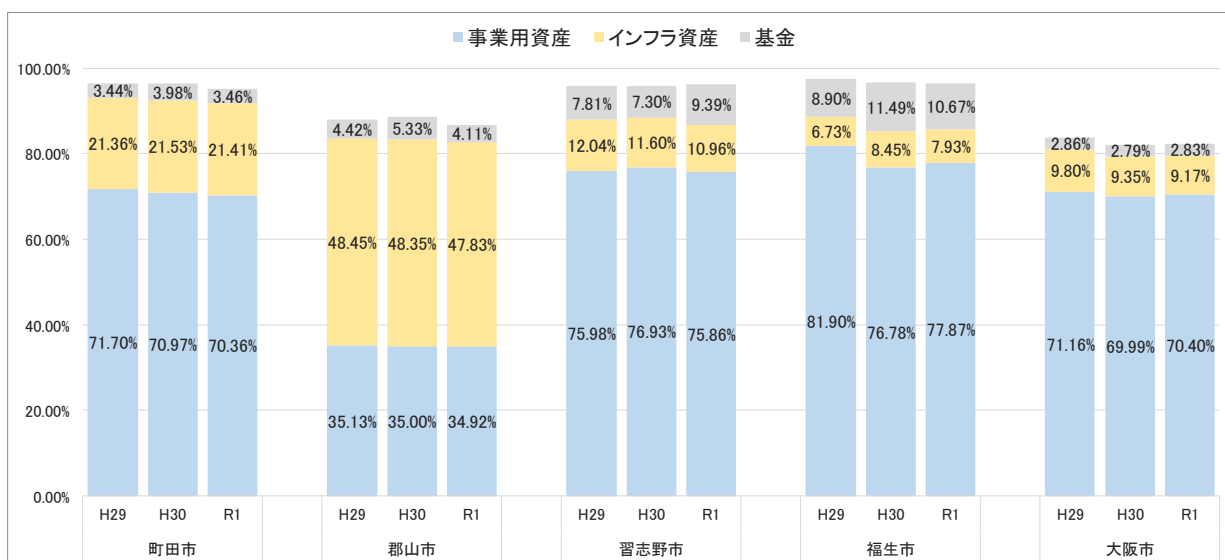
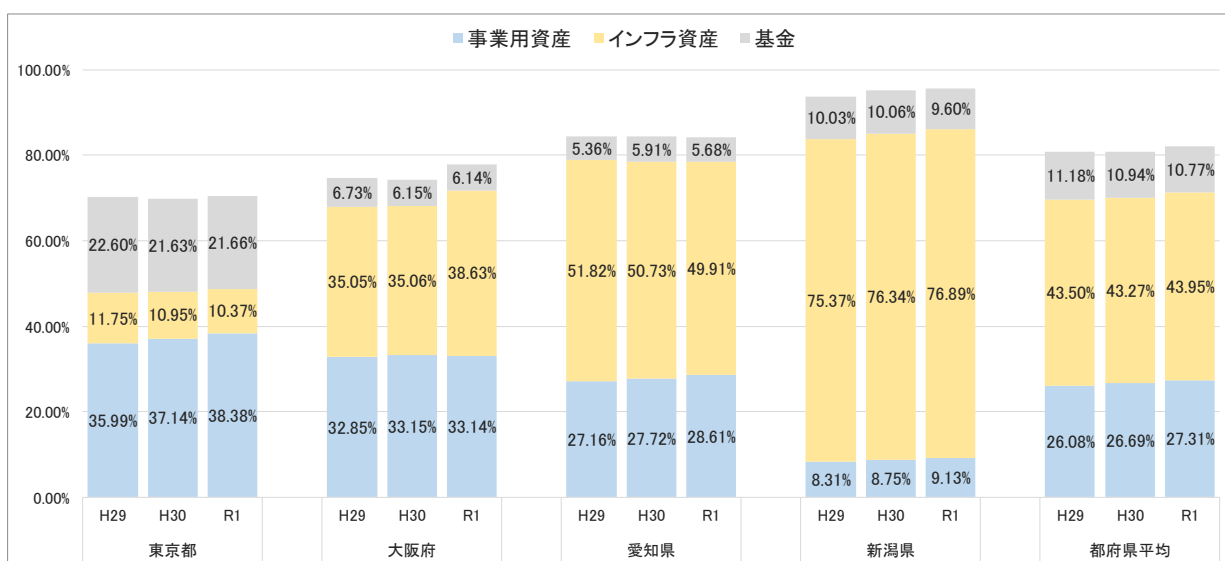
指標の推移をみると、いずれの自治体でも構成比の大きな変化はみられませんでした。資産の保有状況は、短期間での急激な変化は考えづらいものの、今後、中長期的に当指標を追っていくことにより、各自治体の特徴が読み取れる可能性があります。（参考）では、多くの自治体で（原則）から構成比が大きく変化している一方で、インフラ資産の土地の一部を1円で評価している自治体では、構成比の大きな変化はみられませんでした。このことから、インフラ資産の土地の評価方法が、自治体の資産構成に与える影響は大きく、評価方法の違いについて留意が必要であることが読み取れます。

（注）福生市では平成30年度に平成27年度以前に取得した土地の評価方法を変更したことによる土地資産額の減少により、分母のBS資産合計や分子のBSインフラ資産等が減少したことから平成29年度と平成30年度以降では資産の構成比に変化が生じている。

指標 1 資産合計に対する各資産の構成



(参考) 資産合計に対する各資産の構成 (インフラ資産 (土地) を控除)



指標 2 資産に対する負債の比率

【説明】

自治体の保有資産が、将来の負担である負債で賄われている割合を示す指標です。前回に続き、以下の算定式で経年比較を行いました。

【算定式】

BS 負債合計 ÷ BS 資産合計

また、一般財源である臨時財政対策債が、資産計上額に及ぼす影響を分析するため、臨時債を控除した場合の算定も行いました。

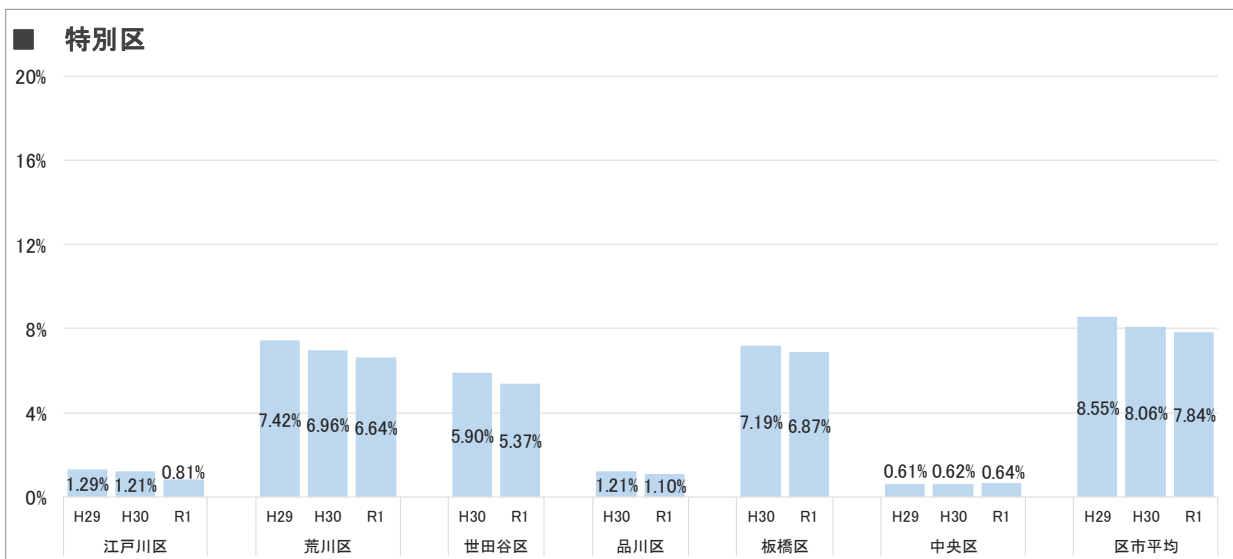
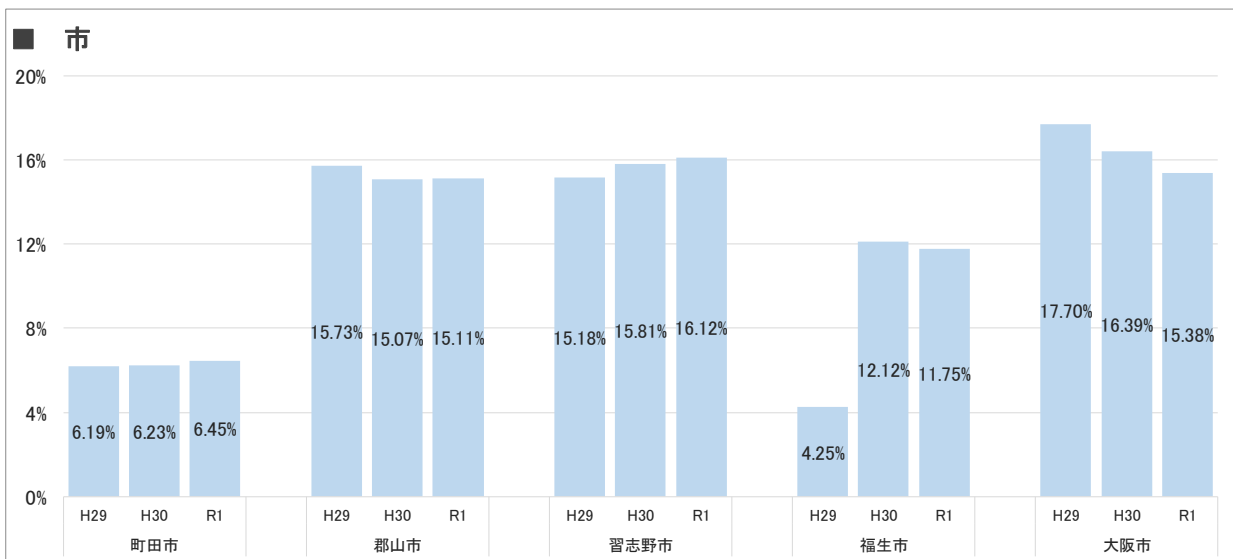
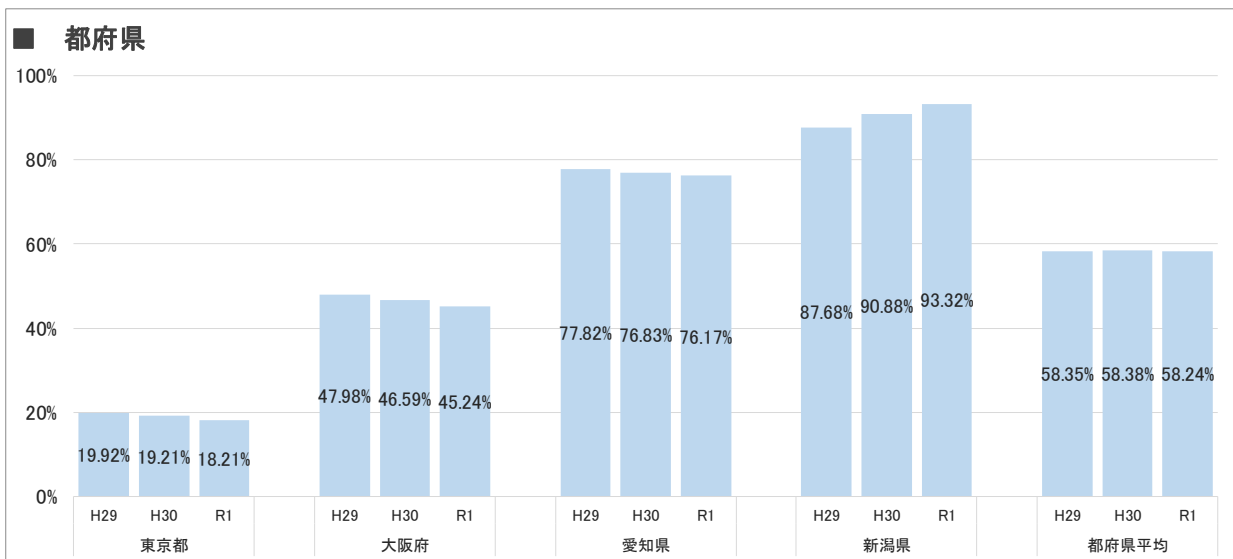
【考察】

指標の推移をみると、大きな増減はみられませんでした。資産に対する負債であるため、短期間での急激な変化は考えづらいものの、基金や地方債の活用状況により、今後各自治体の特徴が現れる可能性があります。

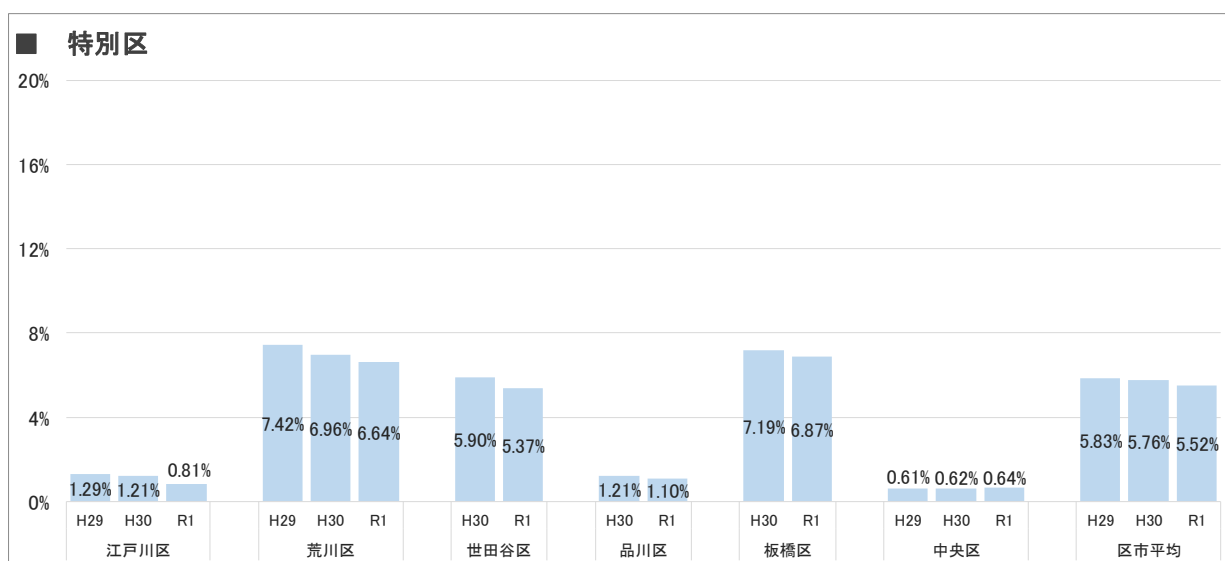
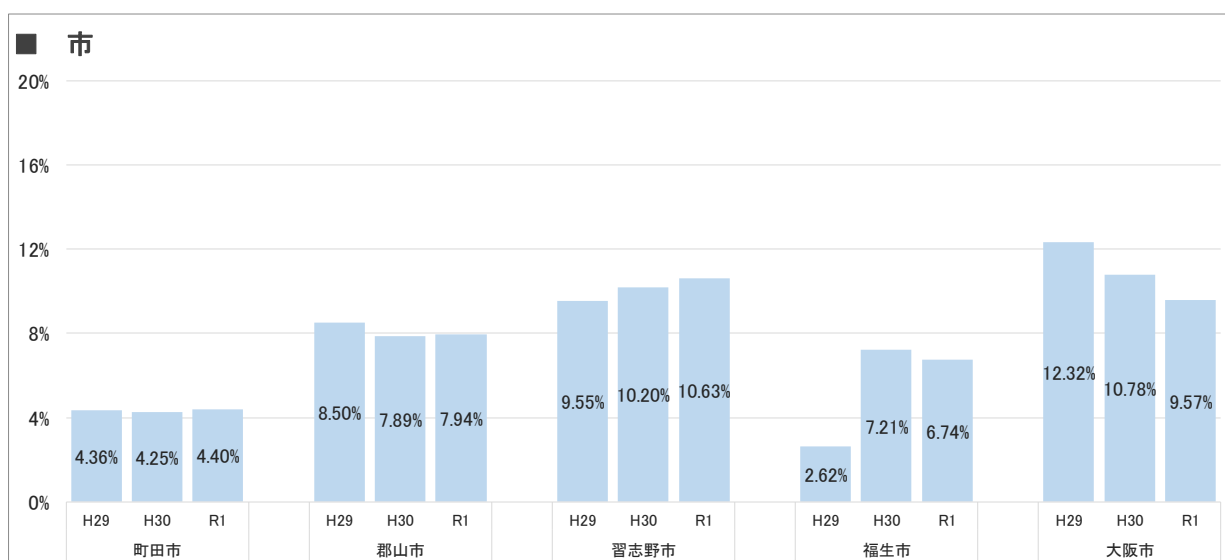
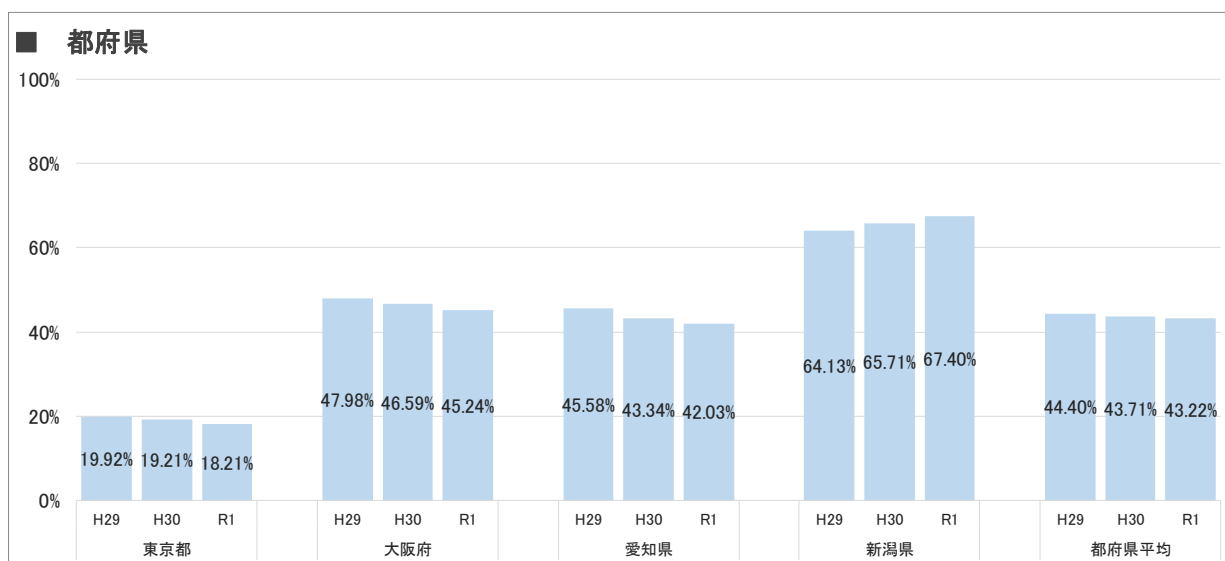
都府県は市や区に比べて数値が高い傾向にありますが、これは公募団体が地方債の起債や償還において償還期間を長く設定できることや借り換え等による償還の先送りを行っていることが影響している可能性があります。総務省ホームページによれば、令和3年度現在、全国型市場公募地方債の発行団体は、発行を予定している団体を含めて59団体ですが、自治体間比較を行う上では、自治体特有の背景にも注意しながら、各自治体の特徴を把握する必要があります。

(注) 福生市では平成30年度に平成27年度以前に取得した土地の評価方法を変更したことによる土地資産額の減少により、分母のBS資産合計が減少したことから平成29年度に比べ平成30年度以降の比率が上昇している。

指標2 資産に対する負債の比率



(参考) 資産に対する負債の比率 (臨時財政対策債を控除)



指標3 有形固定資産に対する地方債の比率

【説明】

社会資本である有形固定資産と地方債の状況を説明する指標です。

【算定式】

(BS 地方債合計－臨時財政対策債残高) ÷ BS 有形固定資産合計

また、(参考)では、臨時財政対策債を控除していない地方債合計の構成割合を算定しました。

【考察】

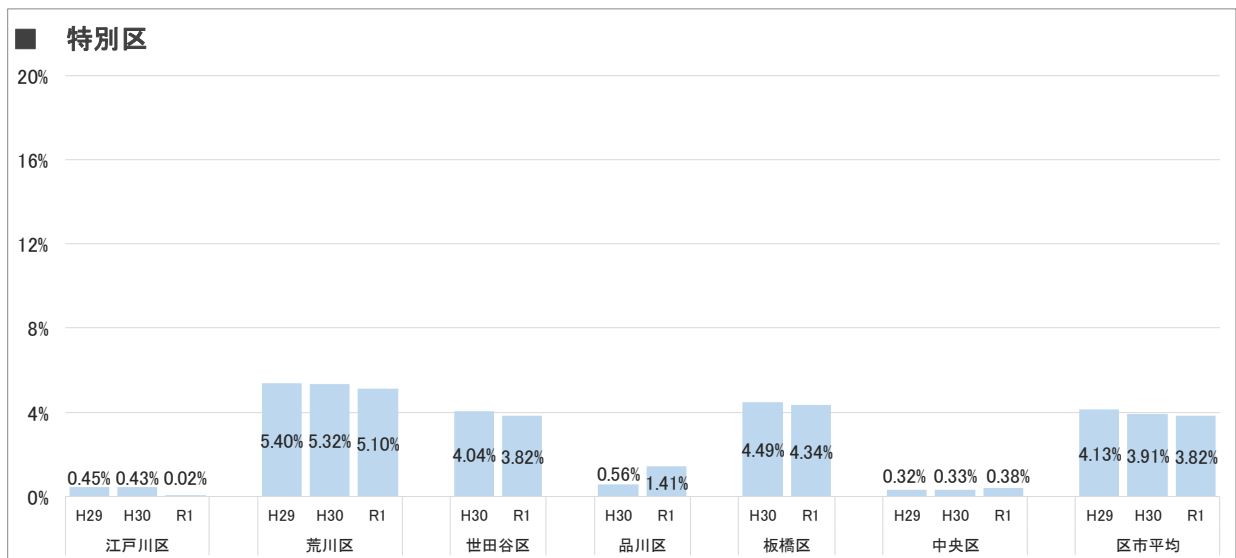
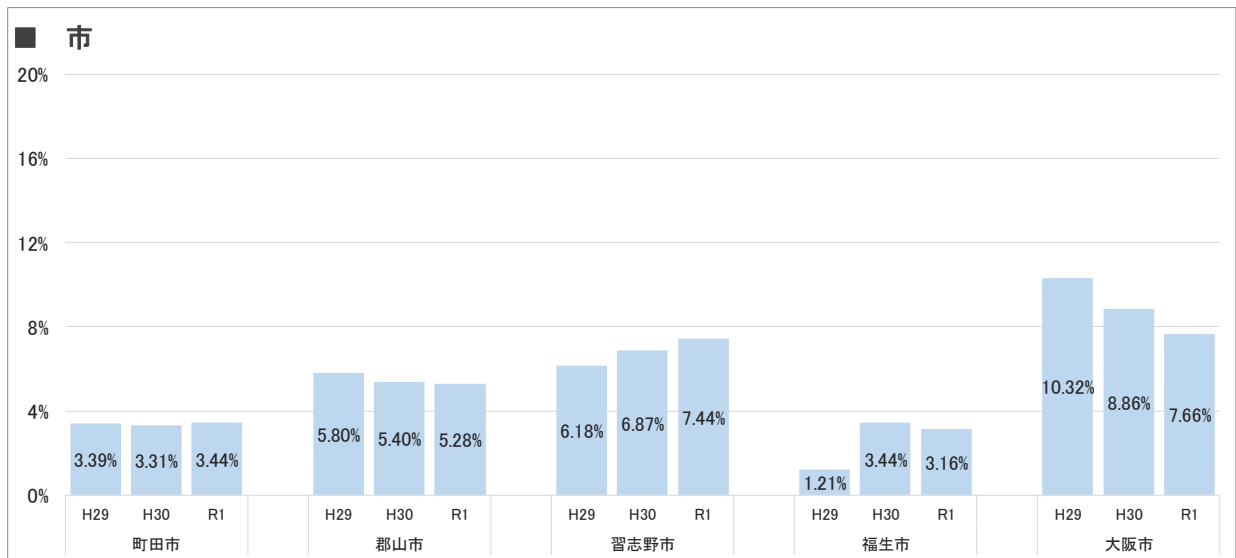
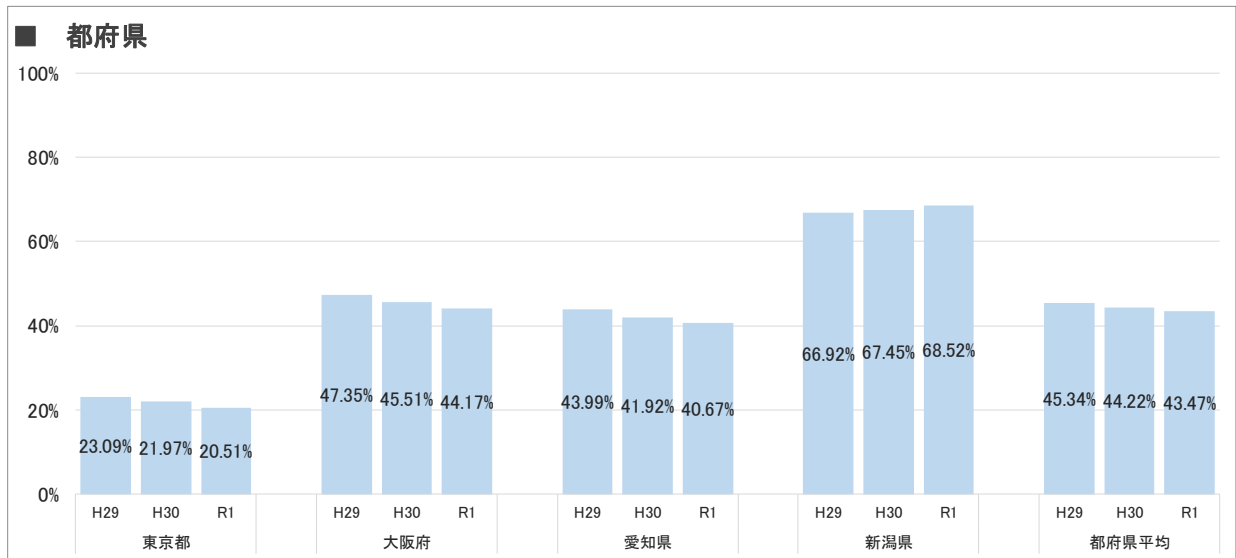
指標の推移をみると、大きな増減はみられませんでした。有形固定資産に対する地方債であるため、通常の行政運営の中では短期間の急激な変化は考えづらいものの、今後、中長期的に当指標を追っていくことにより、各自治体の特徴がみられる可能性があります。

当該指標は、指標2と類似しているものの、より焦点を絞り、社会資本に対する将来負担の比率について示していると言えます。現時点では指標2と指標3が示す各自治体の傾向に大きな違いはみられませんが、異なった傾向を示す場合には、その要因を分析することも有効であると考えられます。

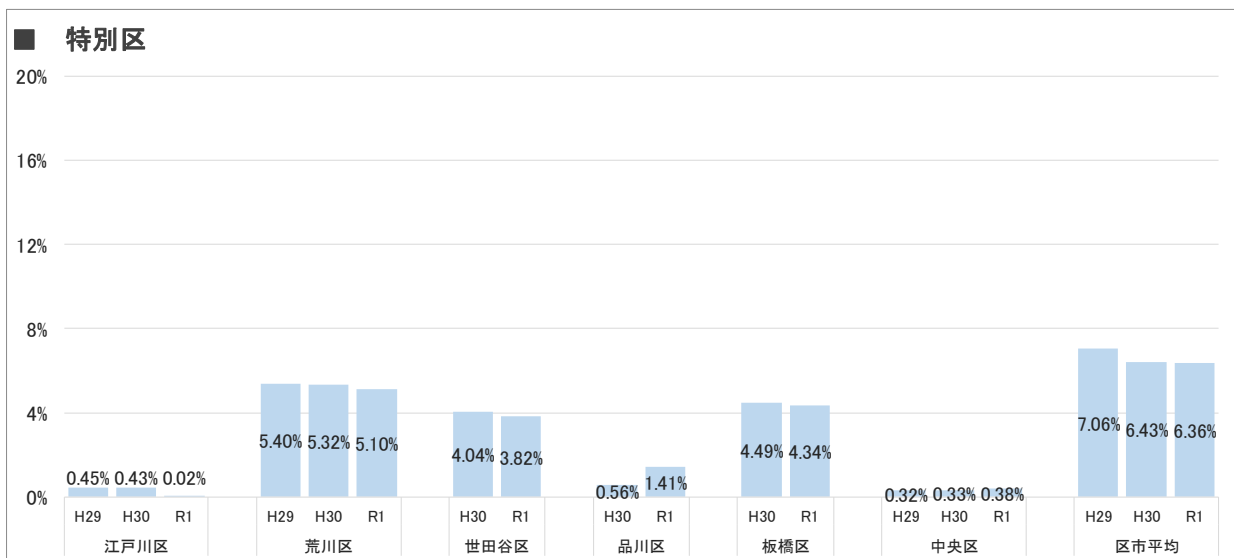
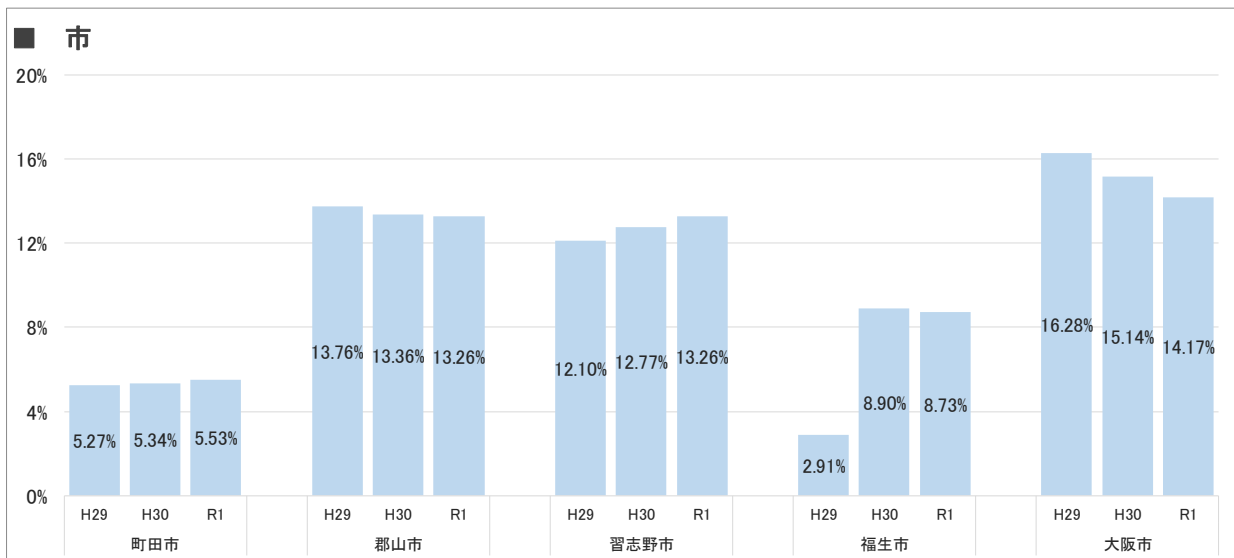
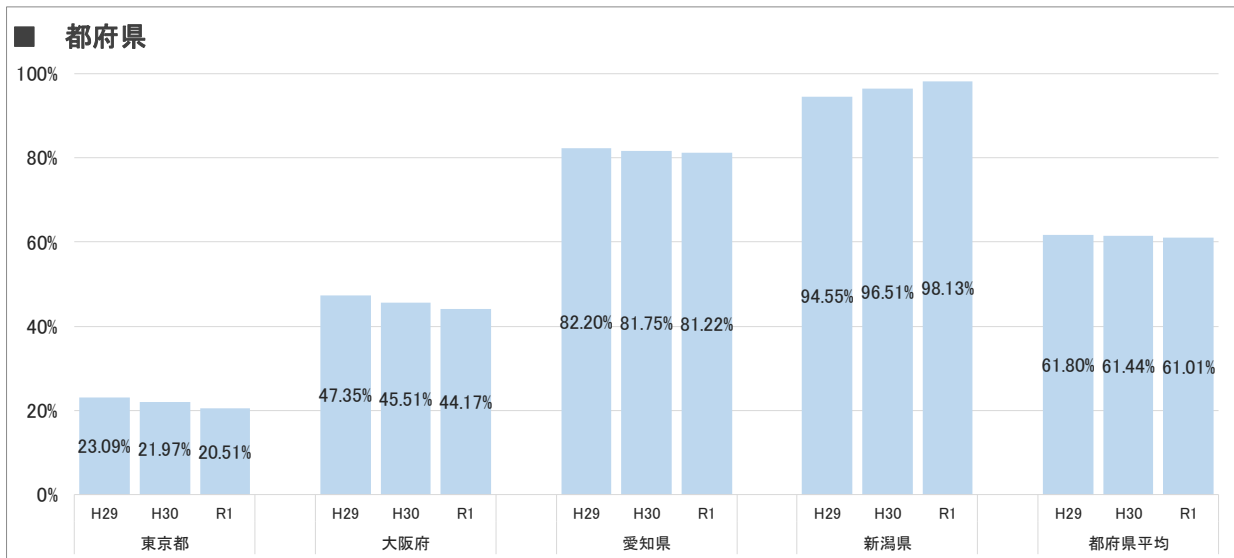
(注) 大阪府では臨時財政対策債は特別会計に含まれており、一般会計には含まれていないため、0としている。

(注) 福生市では平成30年度に平成27年度以前に取得した土地の評価方法を変更したことによる土地資産額の減少により、分母のBS有形固定資産合計が減少したことから平成29年度に比べ平成30年度以降は比率が増加している。

指標3 有形固定資産に対する地方債（臨時財政対策債を控除）の比率



(参考) 有形固定資産に対する地方債（臨時財政対策債を含む）の比率



指標 4 有形固定資産に対する維持補修費の比率

【説明】

公共施設等の規模に対する維持補修の実施状況を説明する指標です。維持補修費の発生が考えにくい土地を有形固定資産から除いた指標としました。

【算定式】

PL 維持補修費 ÷ BS 有形固定資産合計（土地を除く）

また、（参考）では、土地を除かない指標も算定しました。

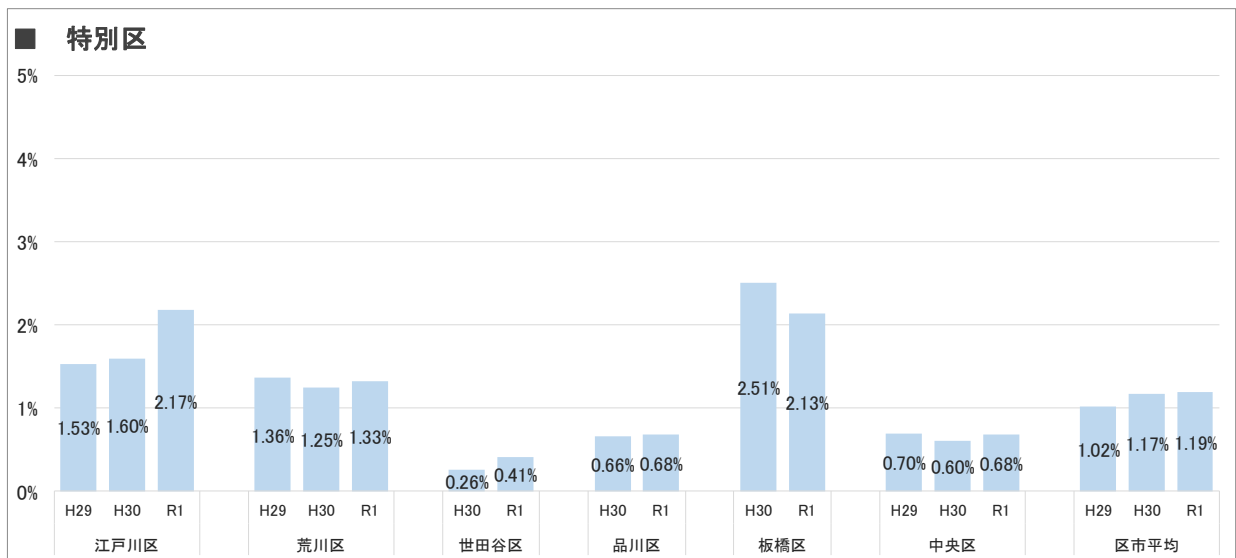
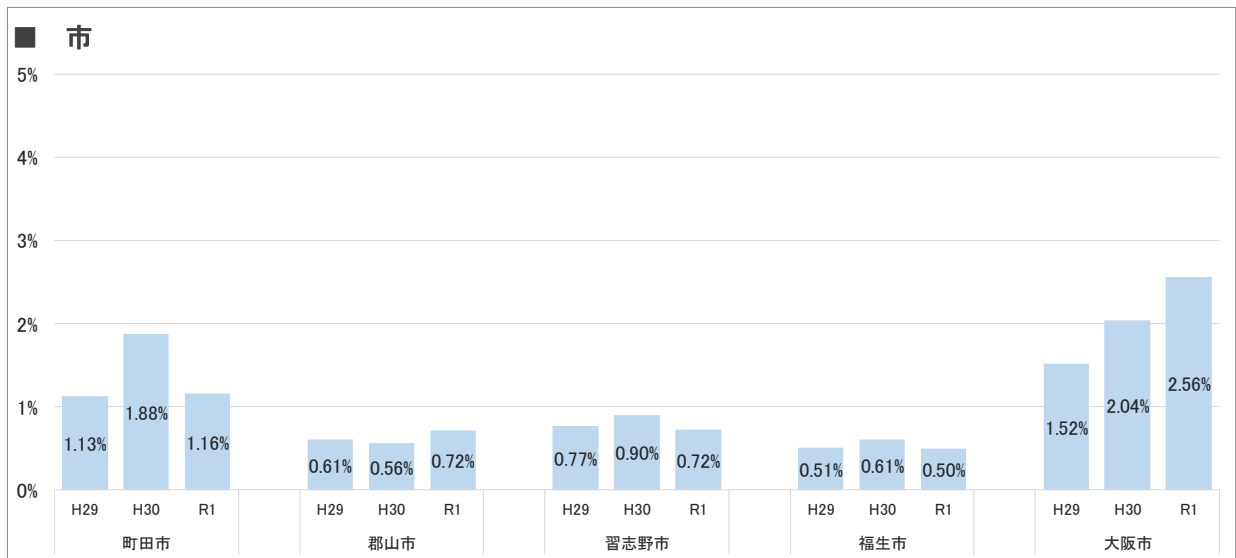
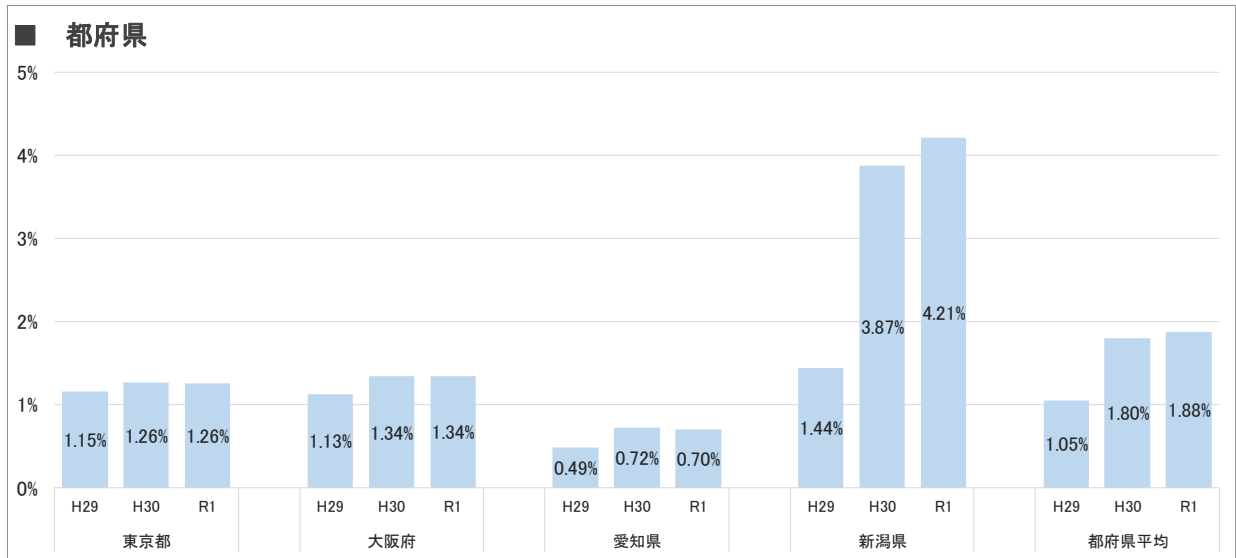
【考察】

PL 維持補修費は一会計年度における値であるため、年度により当該比率は大きく増減する可能性があります。3年続けて都府県平均及び区市平均ともに1%前後の値となりました。この傾向がさらに多くの自治体でも見られる場合、この指標による自治体間比較の有効性が高まると言えます。

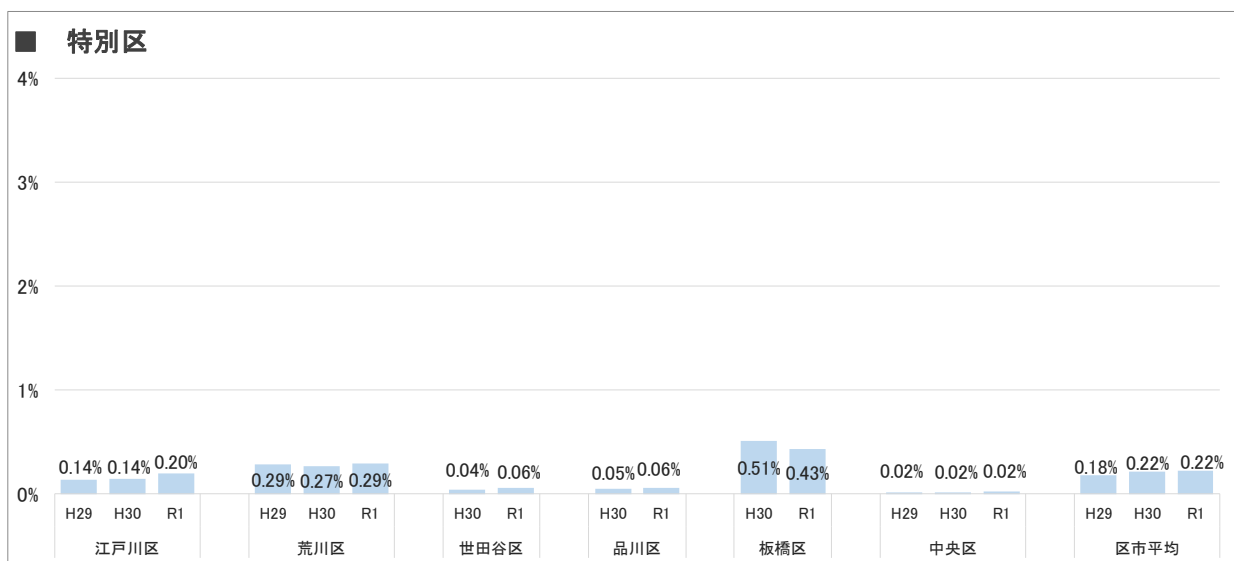
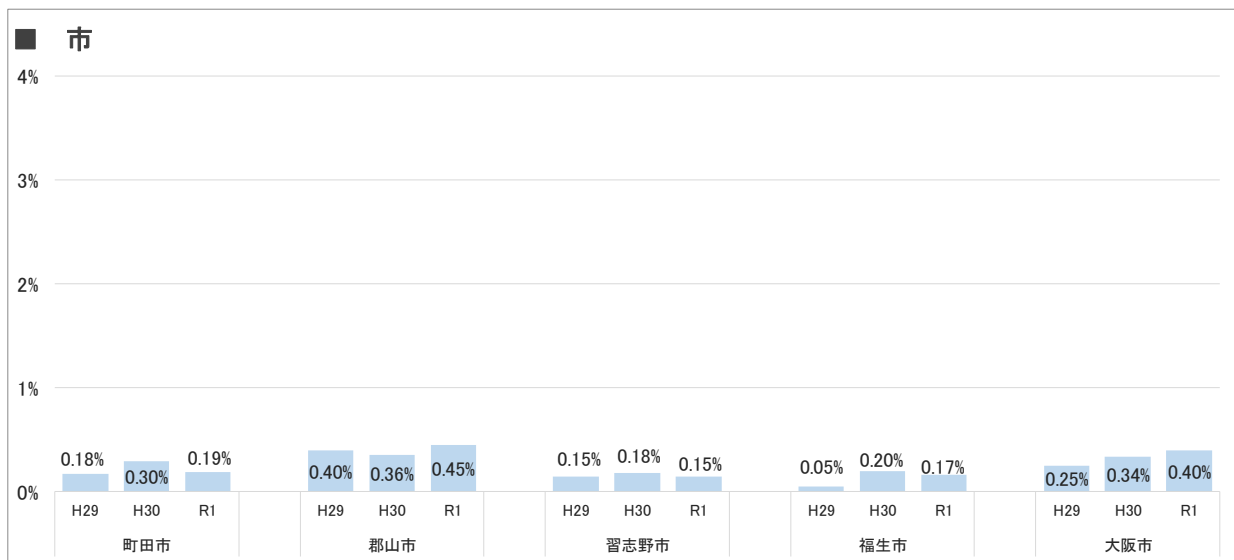
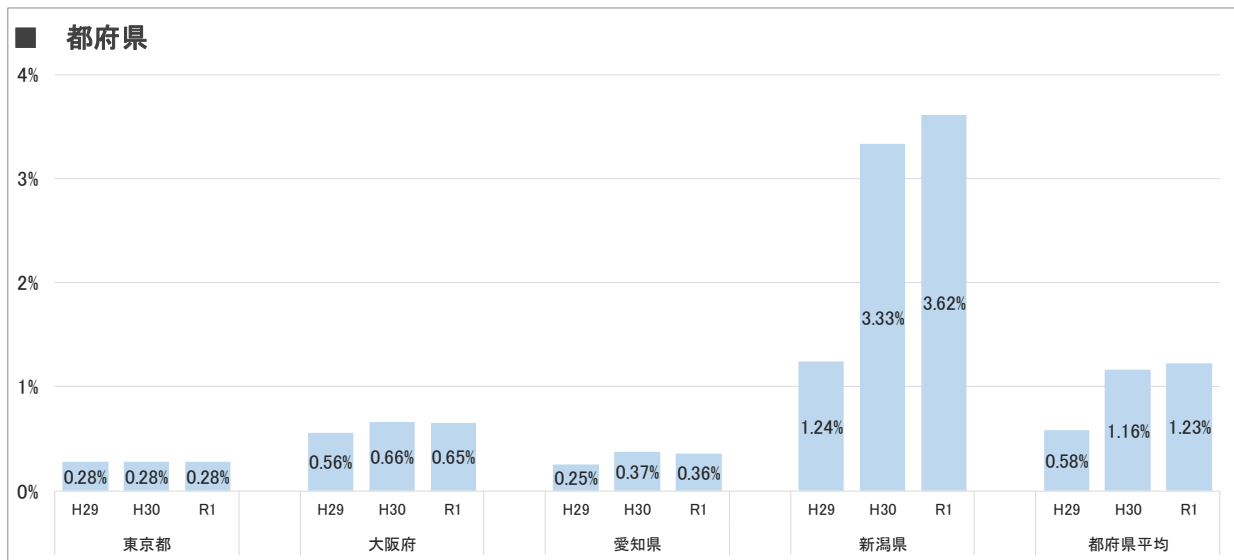
なお、PL 投資的経費の勘定科目がない自治体では、資産を形成しない工事費用等も PL 維持補修費に含まれるため、自治体間比較にあたっては留意が必要です。

（注）（参考）の指標について、福生市では平成30年度に平成27年度以前に取得した土地の評価方法を変更したことによる土地資産額の減少により、分母のBS有形固定資産合計が減少したことから平成29年度に比べ平成30年度以降は比率が増加している。

指標 4 有形固定資産（土地を除く）に対する維持補修費の比率



(参考) 有形固定資産(土地を含む)に対する維持補修費の比率



指標5 経常費用に対する各費用の構成比

【説明】

自治体の経常費用の構成割合を説明する指標で、令和3年度から導入しました。自治体間比較・経年比較することにより、各自治体が行政サービスの提供に要したコストの内容を客観的数値に基づき説明することができます。以下の算定式で経年比較を行いました。

【算定式】

PL 人件費 ÷ PL 経常費用

PL 物件費 ÷ PL 経常費用

PL 社会保障給付 ÷ PL 経常費用

PL 補助金等 ÷ PL 経常費用（または PL 補助費等 ÷ PL 経常費用）

PL 維持補修費 ÷ PL 経常費用

PL 減価償却費 ÷ PL 経常費用

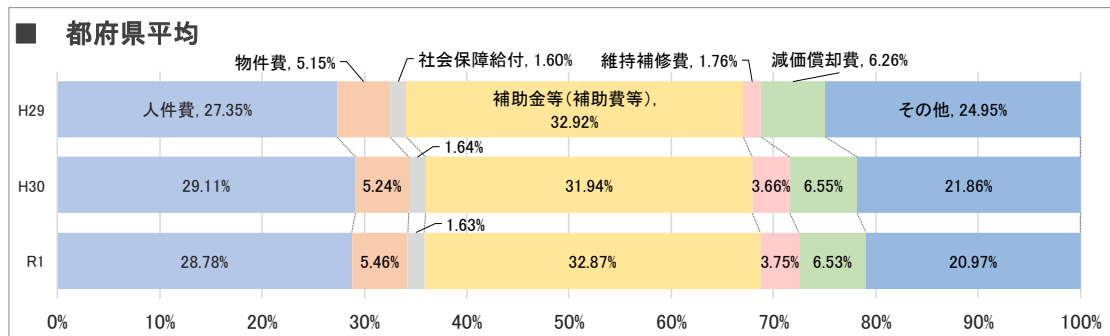
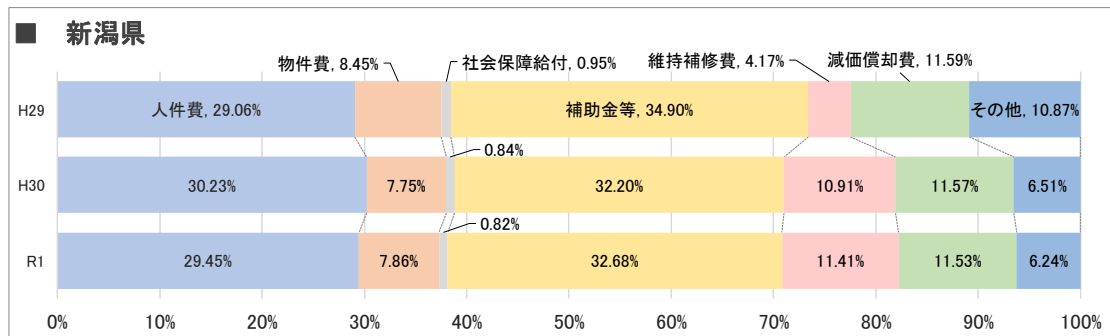
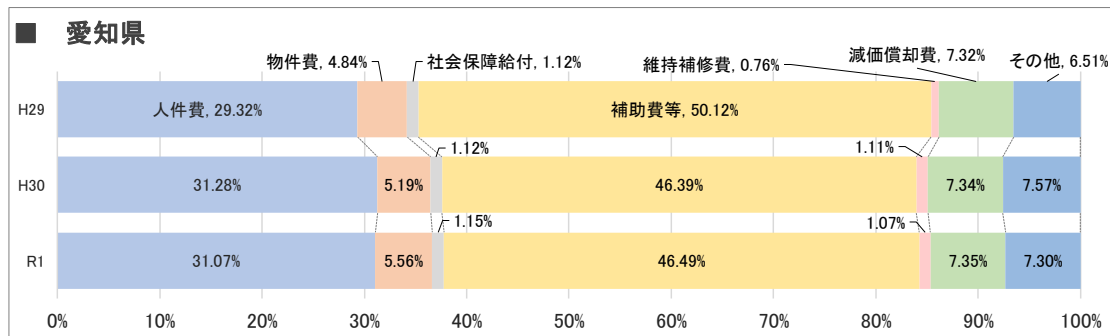
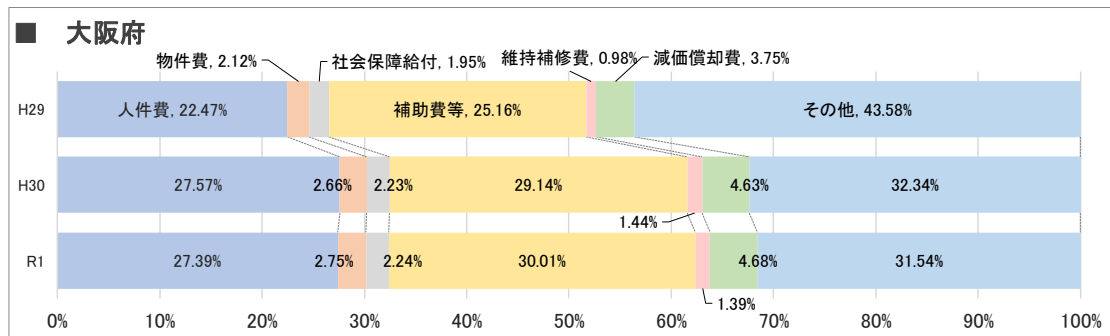
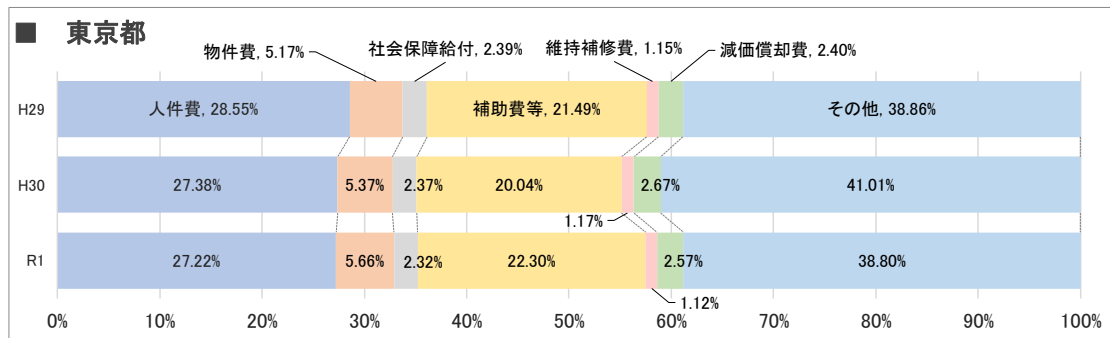
PL その他 ÷ PL 経常費用

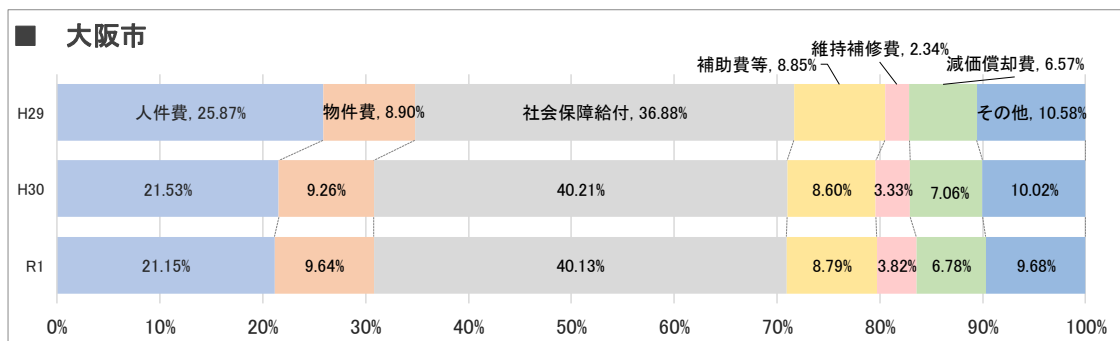
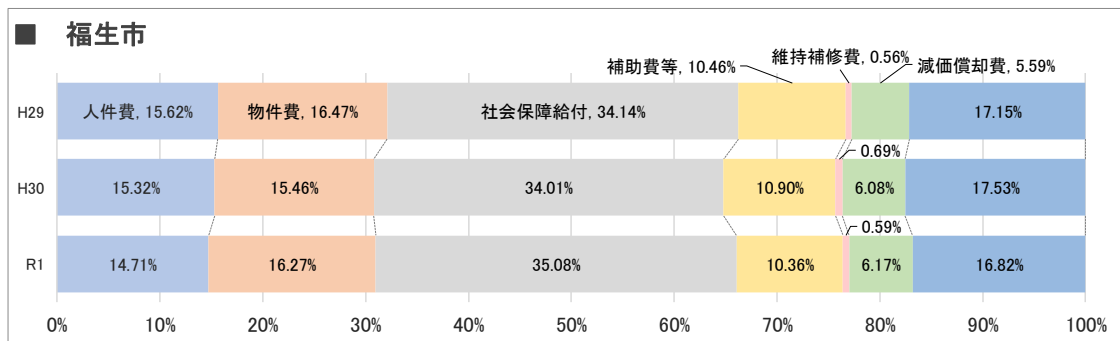
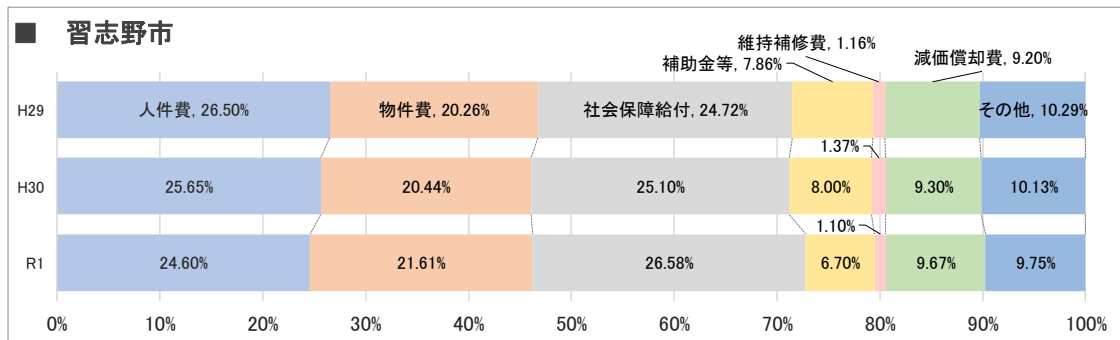
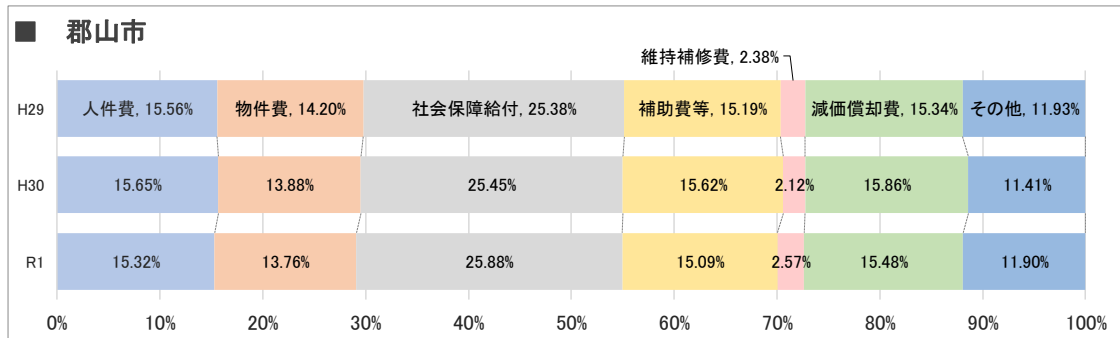
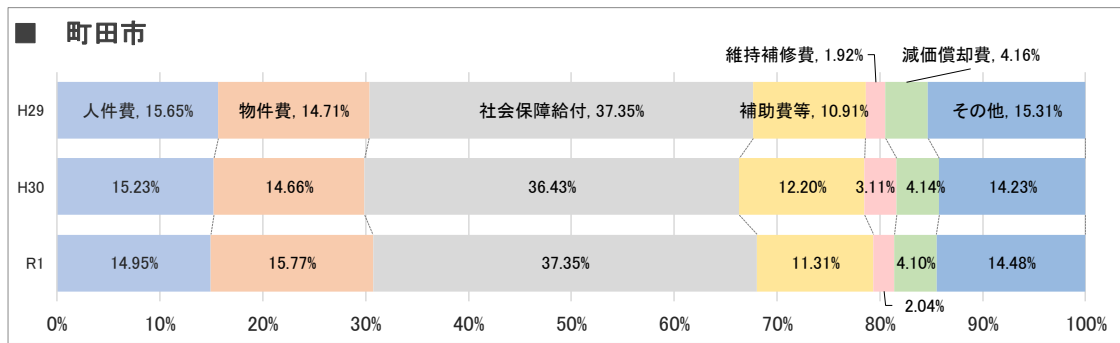
【考察】

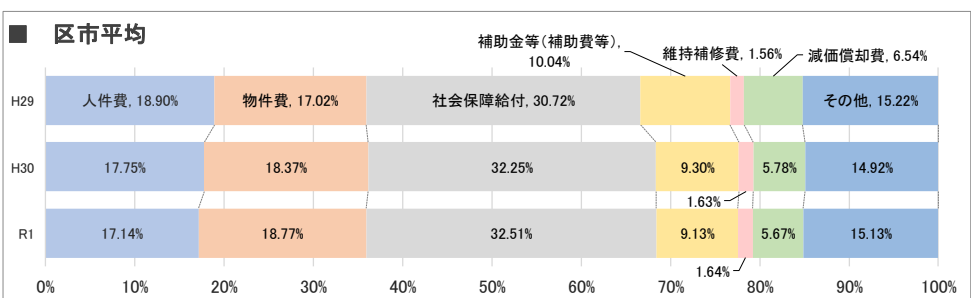
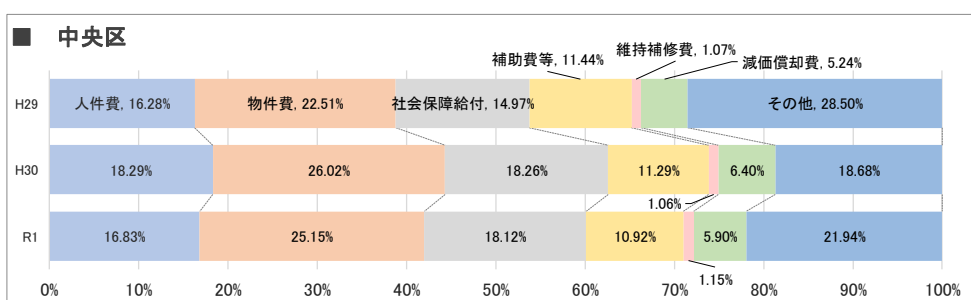
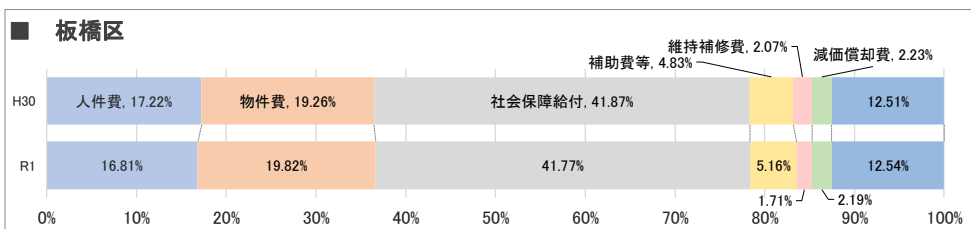
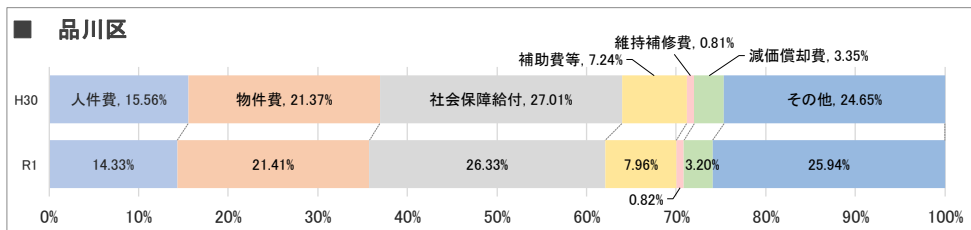
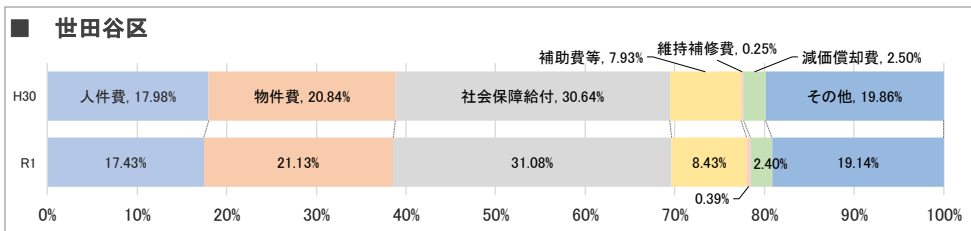
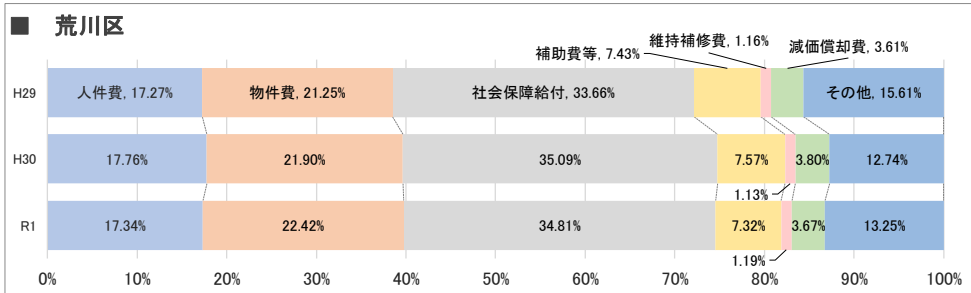
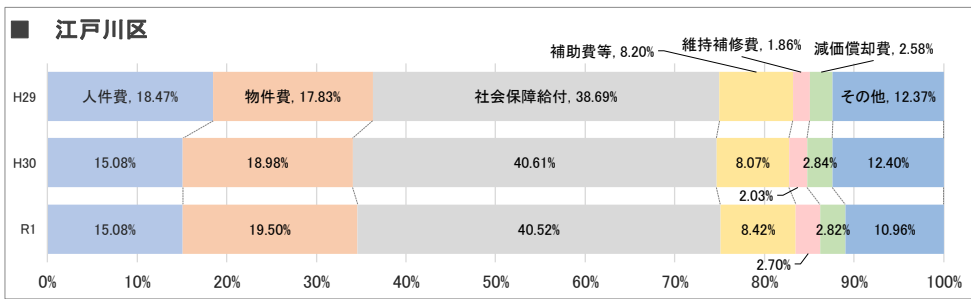
構成比を比較すると、都府県は補助金等（補助費等）の割合が多く、市区は社会保障給付の割合が多いという特徴がはっきりと現れました。

本指標を活用することで、各自治体が行政サービスの提供に要したコストの構成比を把握し、自団体の経年比較だけでなく、自治体間比較を検討する際に比較対象とする類似団体の選定にも役立つと考えられます。

指標5 経常費用に対する各費用の構成比







指標6 費用に対する収入（税収等を含む）の比率

【説明】

行政コスト計算書の「費用」は、現金支出を伴う行政サービスの提供に加え、減価償却費など現金支出を伴わないコストを含んだフルコストを表しています。これは、「当期に提供した行政サービスの総量」を表しており、官庁会計の「事業費」や「事業規模」を発生主義で表したものだと言えます。

この指標によって、当期の行政サービスに対する現世代の負担割合を算定しています。

【算定式】

PL 収入合計（税収等を含む・資本的補助金を除く） ÷ PL 費用合計

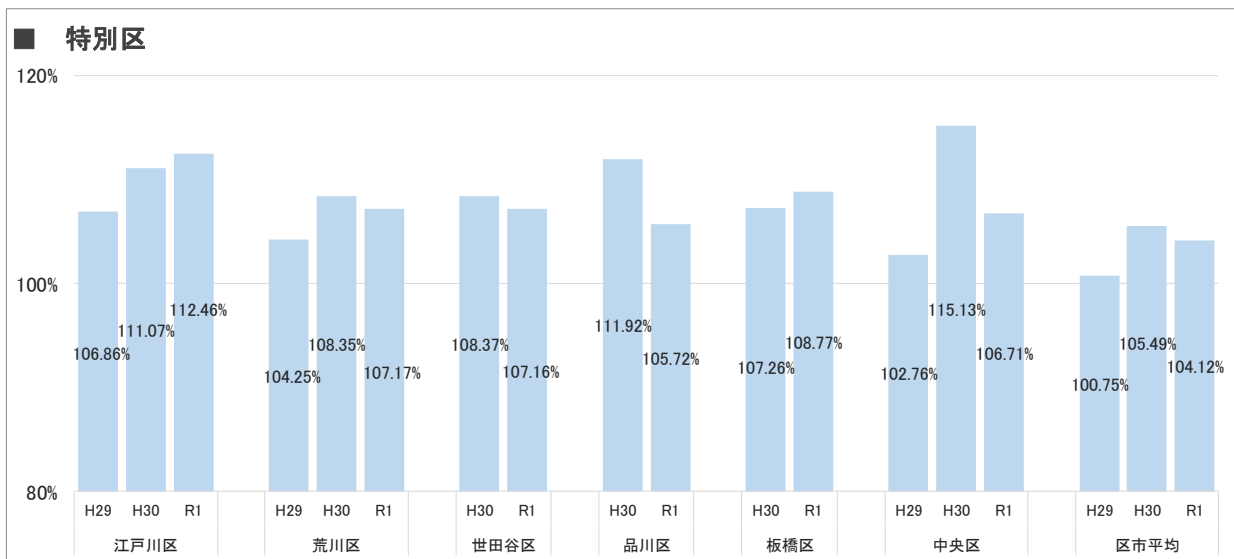
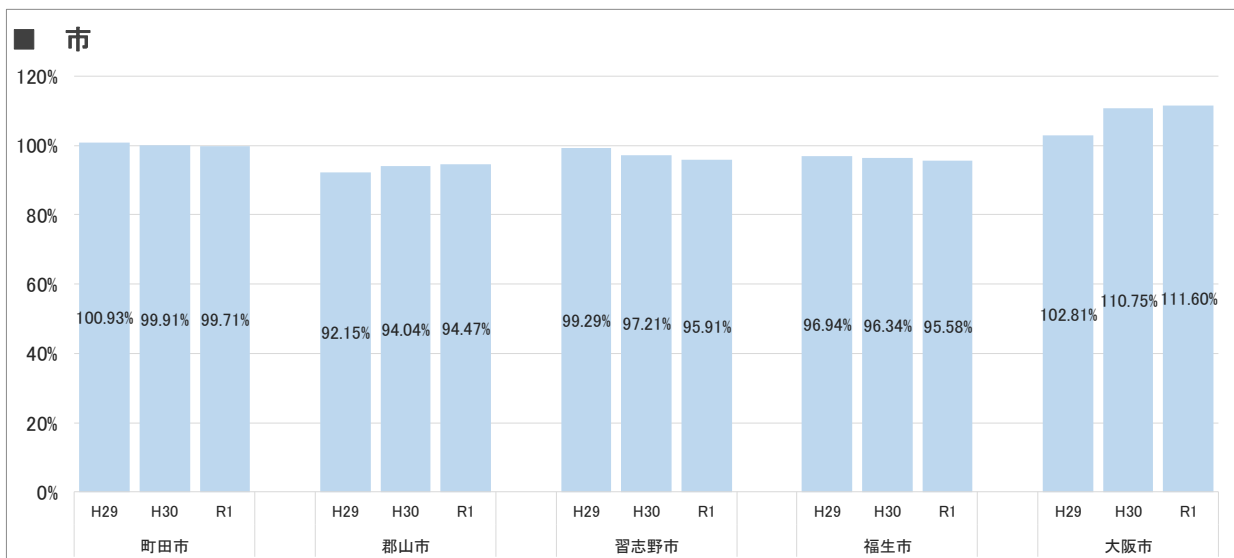
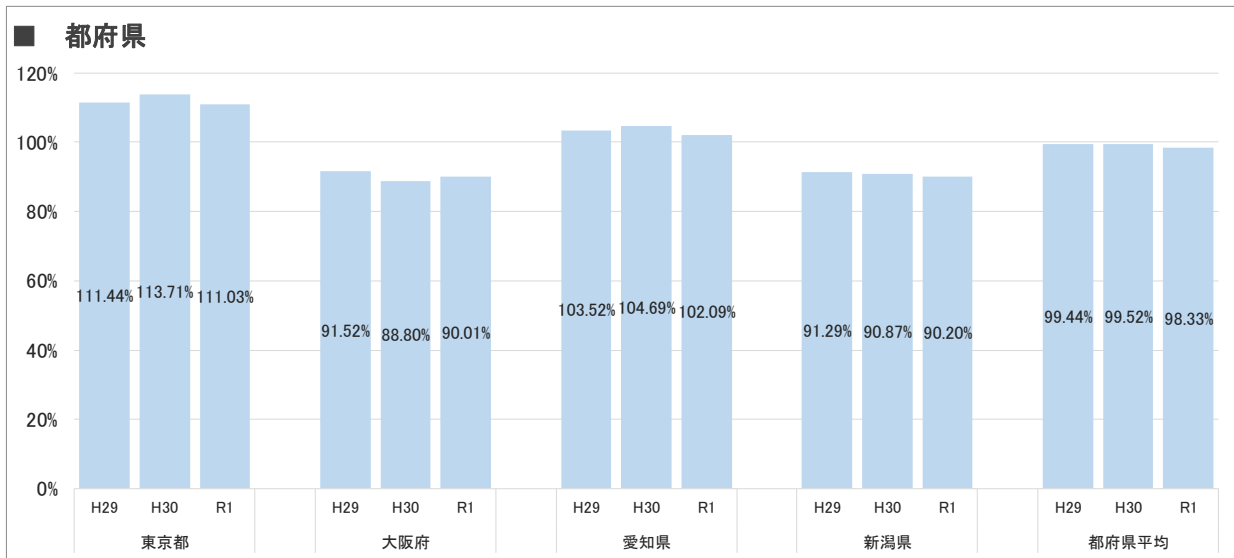
※ 特別収入（臨時利益）・特別費用（臨時損失）を除く

【考察】

指標の推移をみると、いずれの自治体も比率に大きな変化はなく、3年続けて都府県平均及び区市平均は100%前後の値となりました。また、100%が当期の給付と負担の均衡点であるため、100%を水準とした比較分析が可能と考えられます。

なお、比率が100%未満となる主な理由としては、行政コスト計算書の「収入」とならない地方債や減価償却費の影響が考えられます。

指標6 費用に対する収入（税込等を含む）の比率



指標7 人口当たりの収入（税収等を含む）、費用

【説明】

当期の行政サービス規模である「費用」と、当期の負担（税収や受益者負担等）の規模をわかりやすく説明するため、人口当たりの金額を示す指標です。

【算定式】

（収入）PL 収入合計（税収等を含む・資本的補助金を除く）÷人口

（費用）PL 費用合計 ÷人口

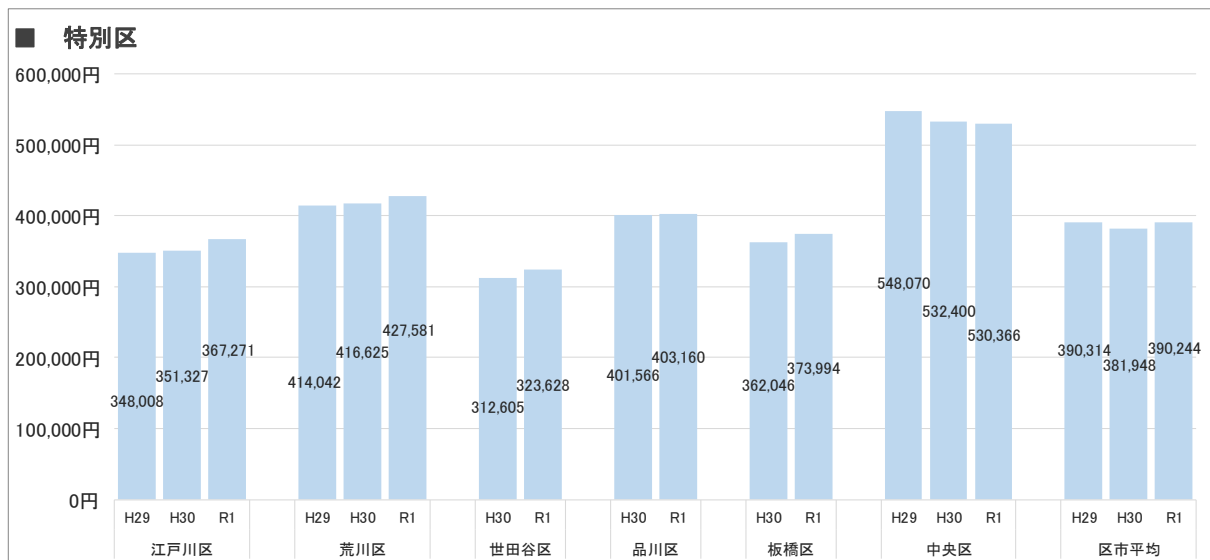
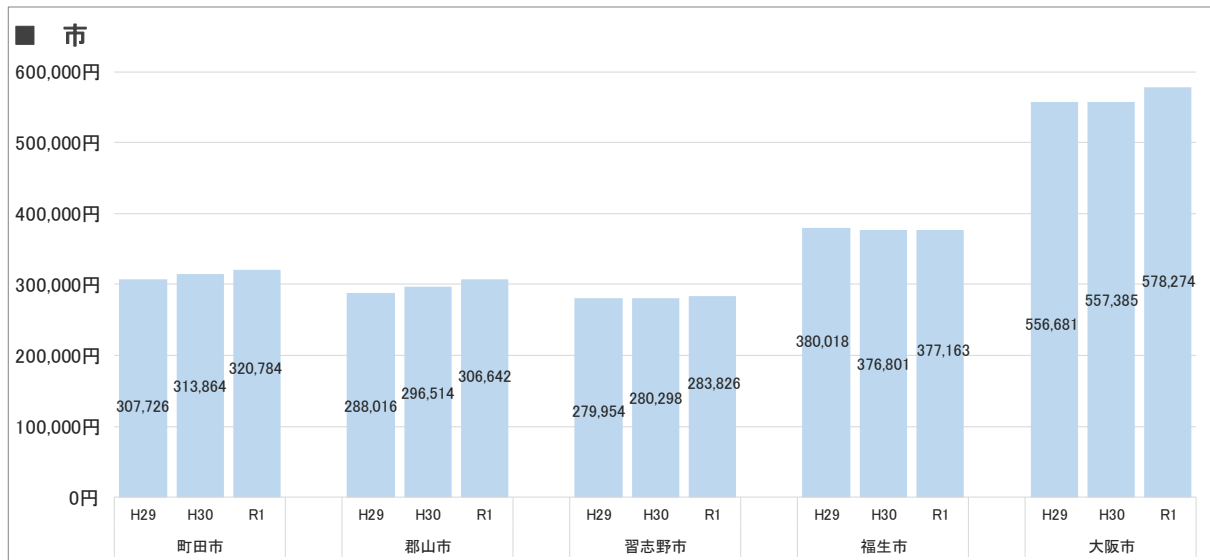
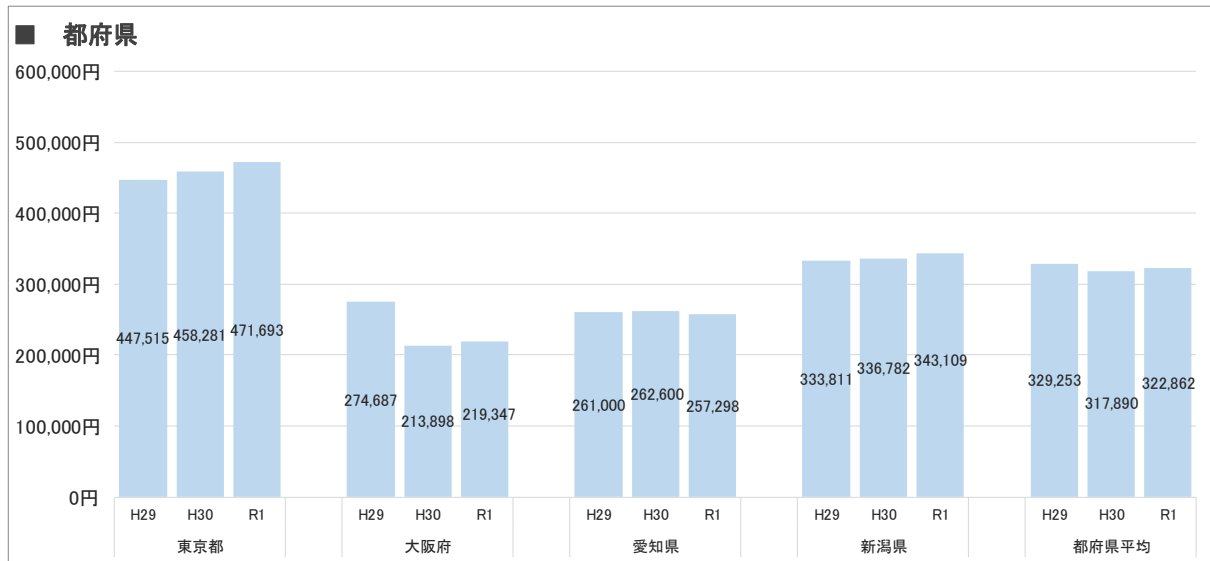
- ※ 特別収入（臨時利益）・特別費用（臨時損失）を除く
- ※ 人口は、各年度の財政状況資料集に記載の1.1時点の数値

【考察】

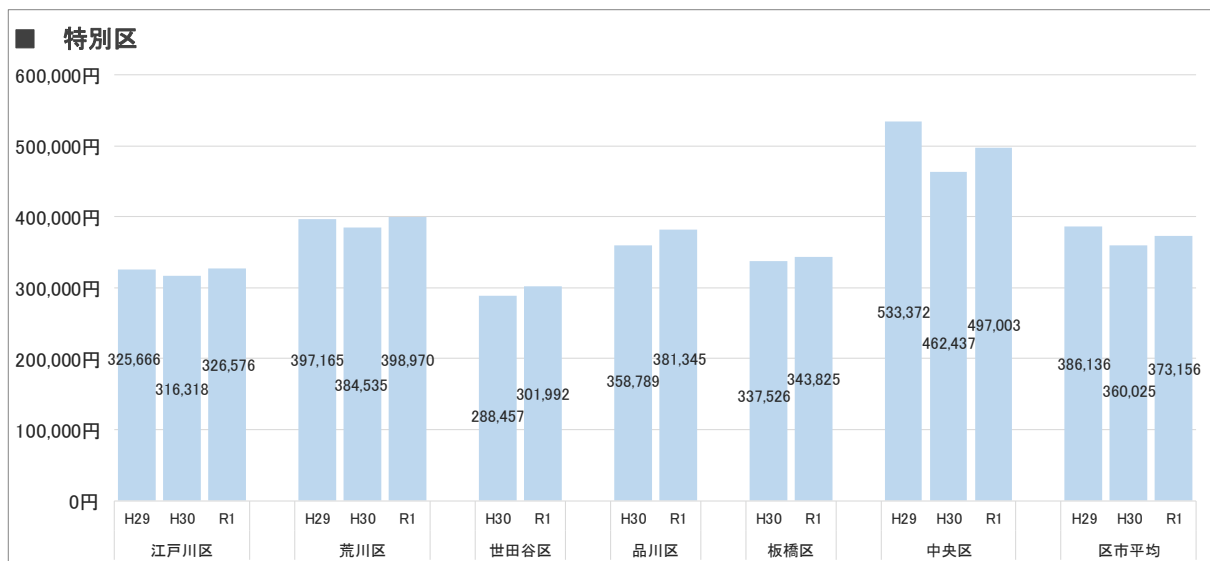
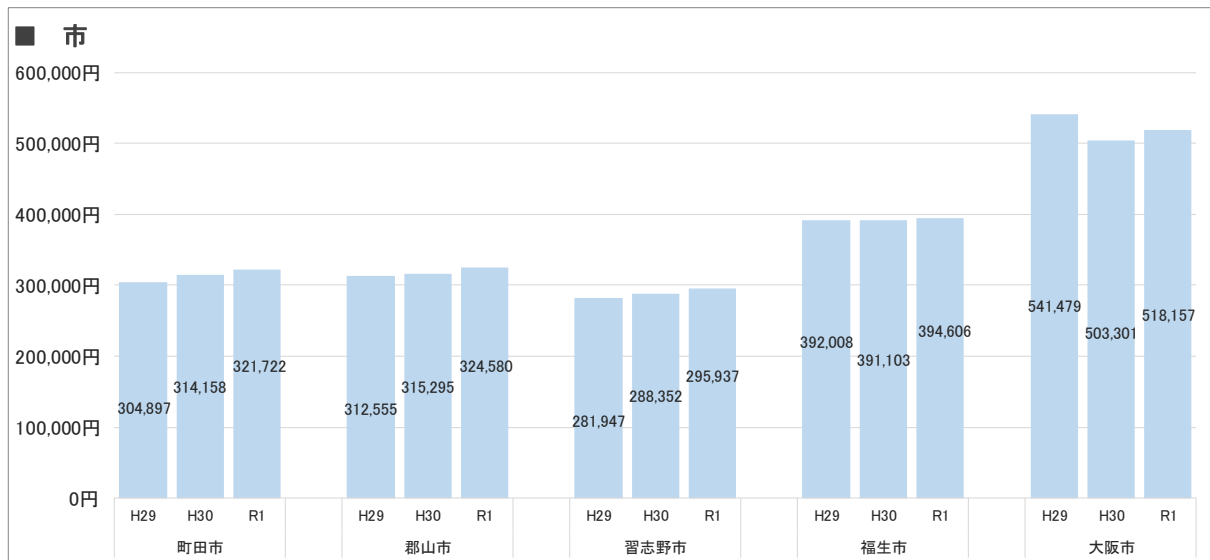
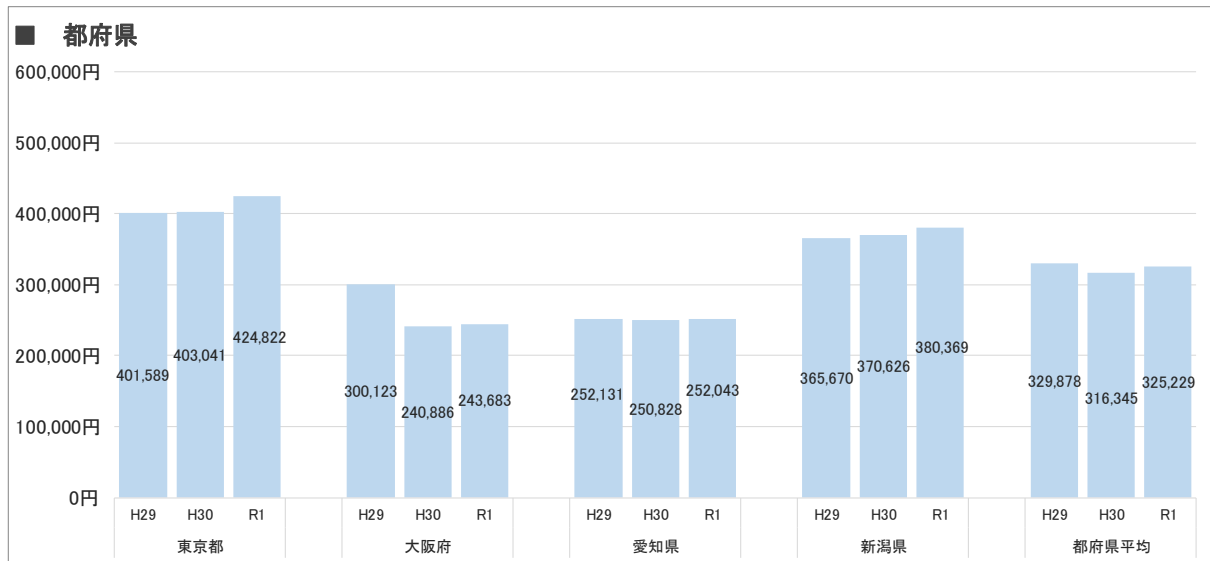
本指標は同規模自治体間での比較が有益な指標であると考えられます。ただし、「人口当たりの収入」は、指標6と同様に行政コスト計算書の「収入」とならない地方債の影響を受けるため、この点も踏まえた比較・分析が有用と言えます。

PL収入やPL費用は、資産や負債と異なり一会計年度の結果であるため、年度により大きく変動する可能性があります。経年比較を続けることで、過去の水準から大きく乖離するケースがあった場合、その要因を分析することにより有益な情報が得られると考えます。

指標7 (1) 人口当たりの収入(税込等を含む)



指標7 (2) 人口当たりの費用



指標 8 減価償却費に対する公共施設等整備費支出の比率

【説明】

減価償却からわかる公共施設の老朽化と、公共施設の新設・更新による支出とのバランスを説明する指標です。

【算定式】

CF 公共施設等整備費支出 ÷ PL 減価償却費

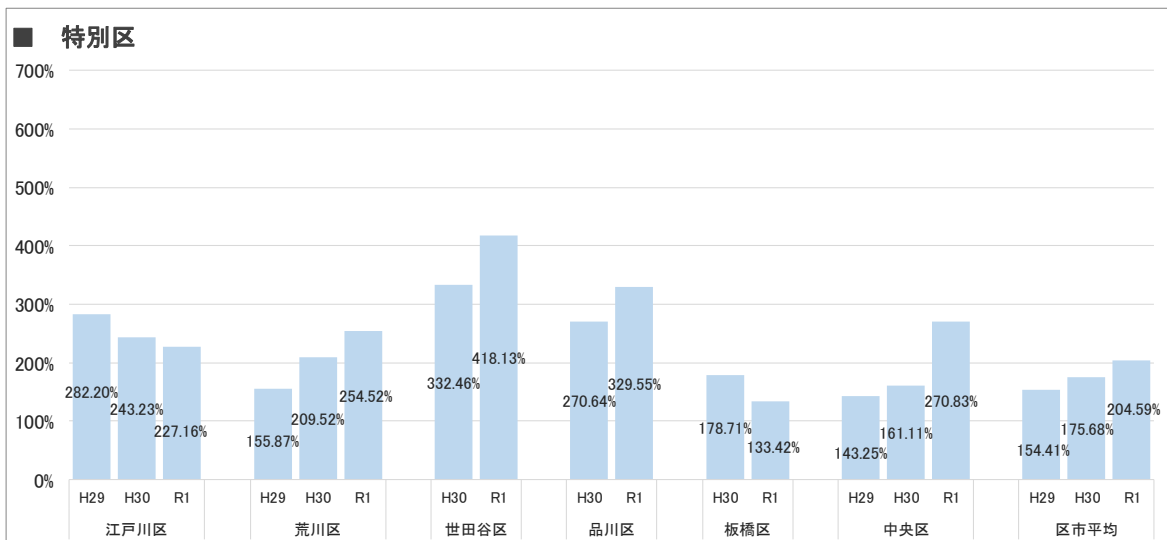
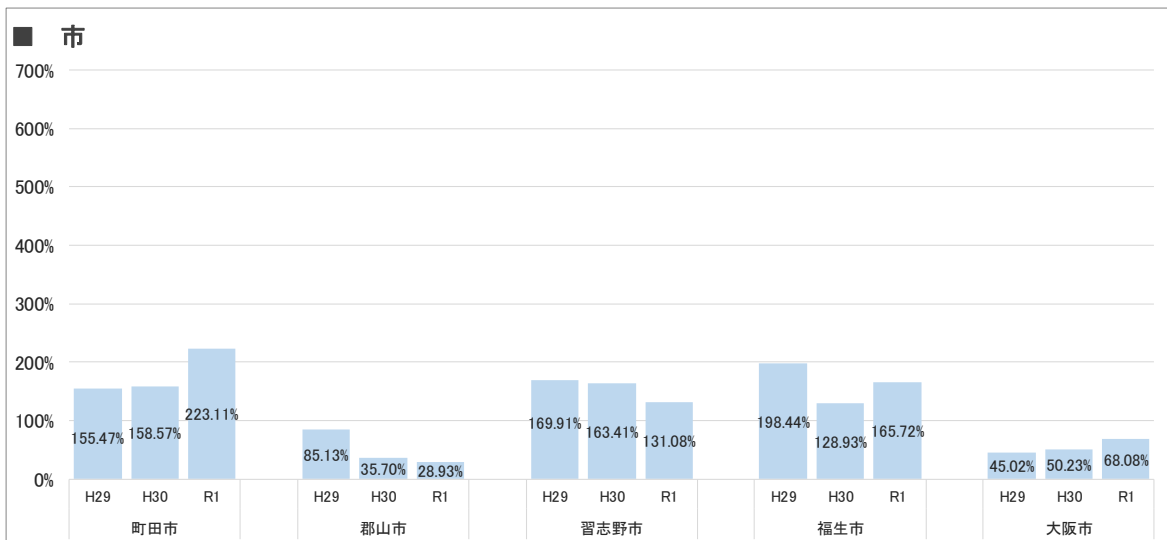
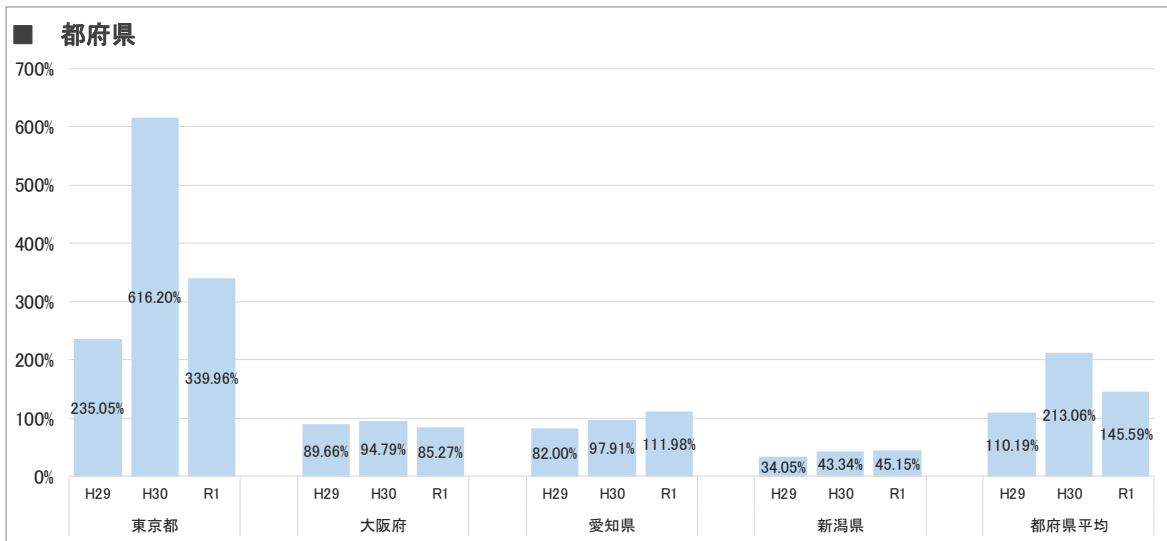
また、(参考)では、減価償却のない土地の影響を控除するため、公共施設整備費から用地取得費を除いた指標を算定しました。

【考察】

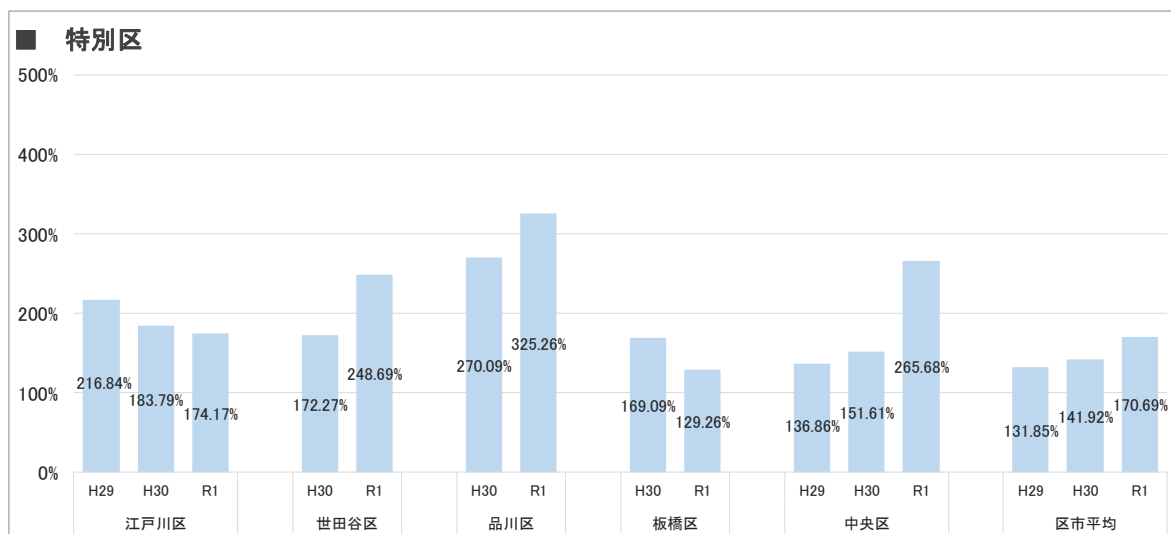
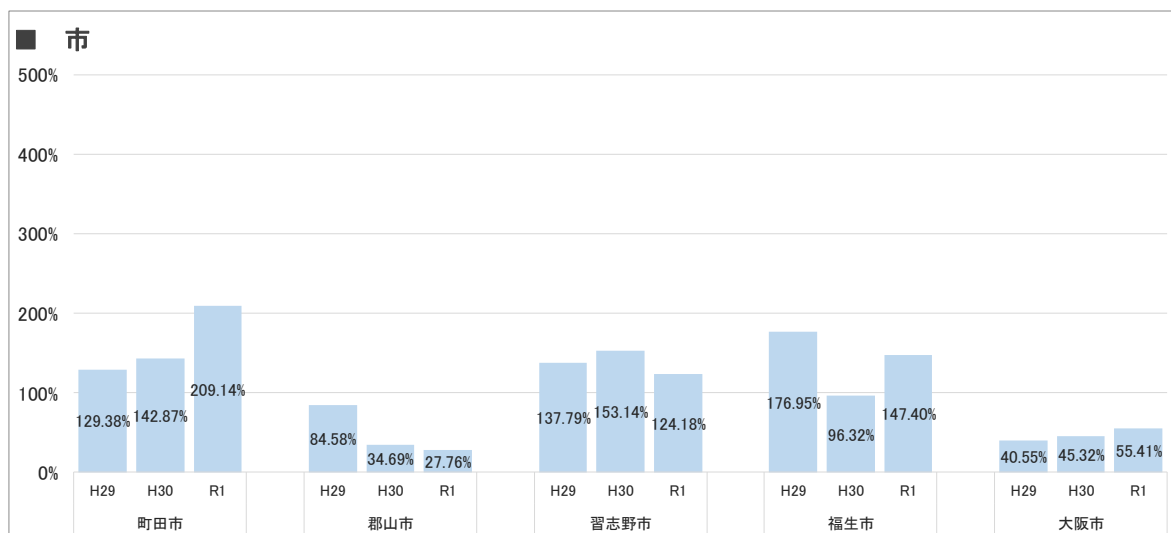
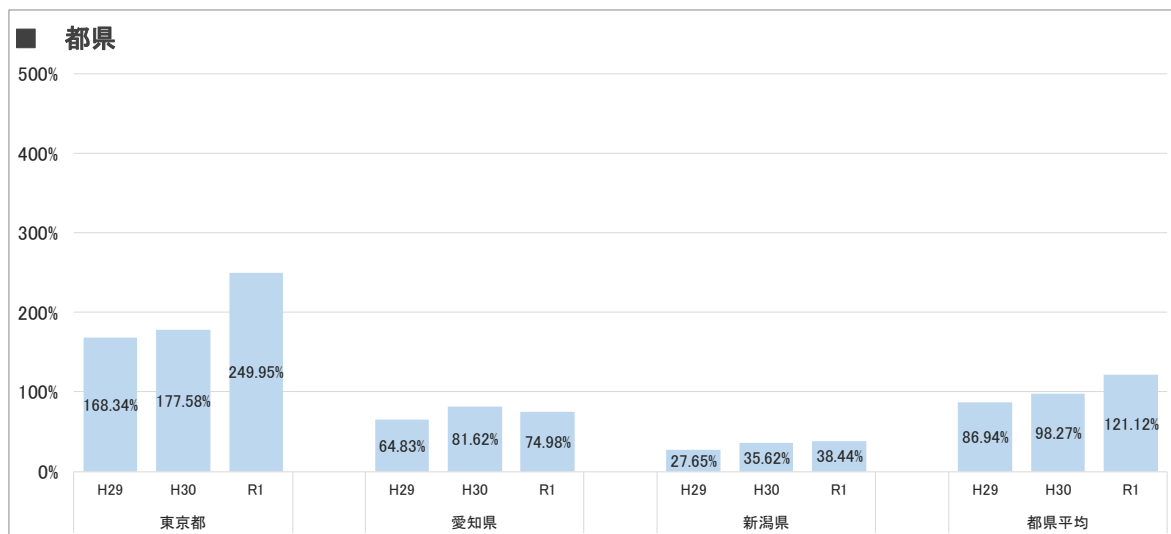
指標の推移をみると、年度ごとに数値に変化がみられる自治体があります。例えば、東京都の平成 30 年度の数値は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備や築地市場跡地の公営企業会計からの所管換等の影響により、CF 公共施設整備費支出が増大したことが影響していると考えられます。

また、(参考)として CF 公共施設等整備費支出から用地取得費を除いていますが、用地取得費の控除による影響の度合は自治体によりばらつきがあり、引き続き(参考)についても経年比較を継続する必要があると考えています。

指標 8 減価償却費に対する公共施設等整備費支出の比率



(参考) 減価償却費に対する公共施設等整備費支出(用地取得費を控除)の比率



試算 1 歳出と費用の関係

【説明】

行政コスト計算書の「費用」には、行政サービスの提供のために支出した金額に加え、過去に形成した資産の当期の利用分である減価償却費などが含まれています。

このことから、「費用」を「当期の行政サービスの提供量」と位置づけ、実際に現金を支出した「歳出決算額」との比較を行うことで、当期の負担と行政サービスの提供量との関係の説明を試みる指標です。前回に続き、以下の算定式で経年比較を行いました。

【算定式】

費用合計（行政コスト計算書） ÷ CF支出合計（＝歳出決算額[※]）

※会計間で内部取引の相殺消去を行っている等の理由により、CF支出合計と官庁会計の歳出決算額が一致しない場合があります。

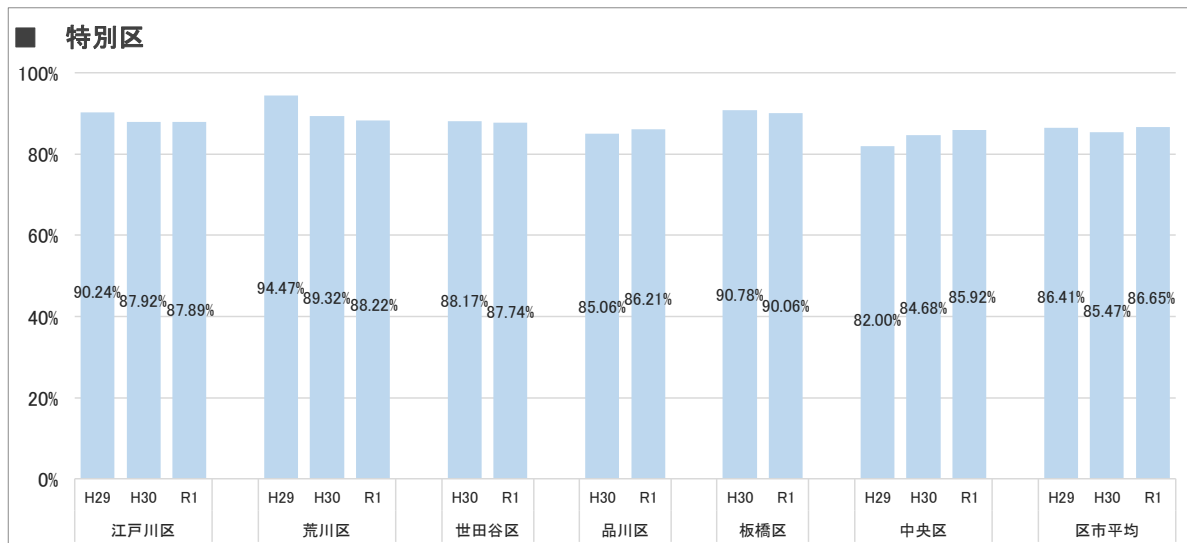
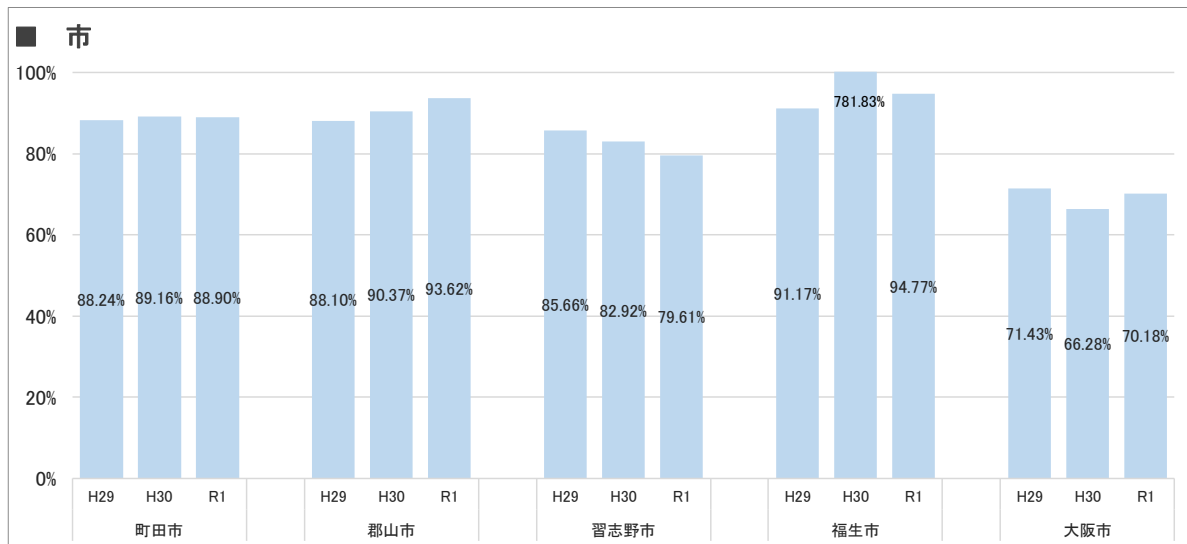
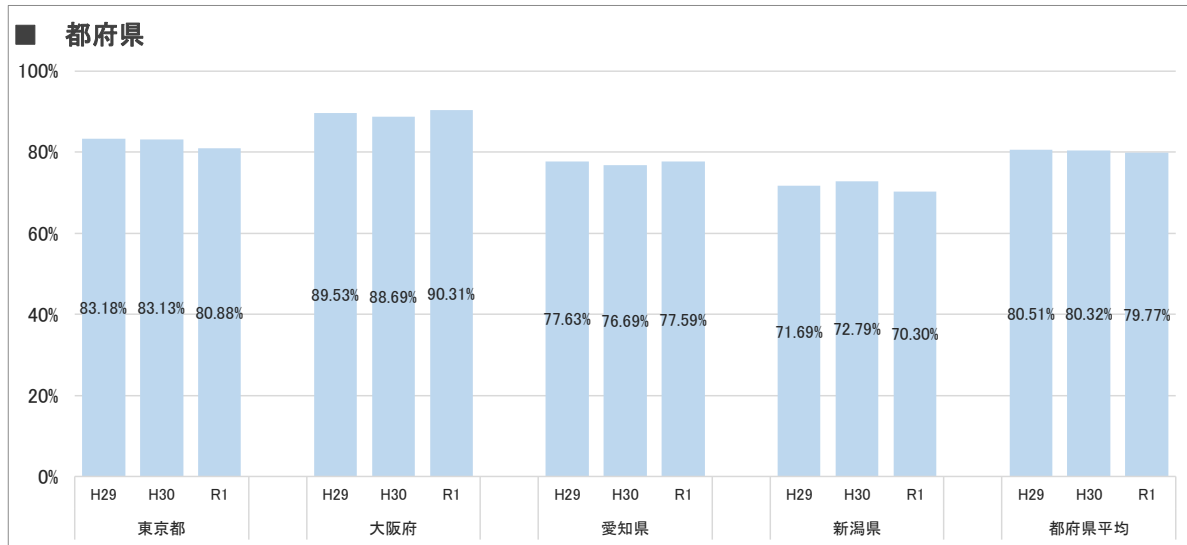
【考察】

都府県平均及び区市平均ともに3年続けて100%未満の値となりました。CF支出合計には、業務活動に加え、投資活動と財務活動の支出も含まれていることから、当該指標は通常100%未満の値となると考えられます。

したがって、今後100%を超える数値がみられた場合には、要因分析を行うことで、その自治体の特徴が読み取れる可能性があります。

（注）福生市では平成30年度に平成27年度以前に取得した土地の評価方法を変更したことにより平成30年度の費用合計が増加したことから、前年及び翌年と比べて数値が大きくなっている。

試算 1 歳出と費用の関係



※区市平均の平成 30 年度分は福生市分を除く

3 自治体間比較の今後の方向性について

平成 26 年度に総務省から「統一的な基準」による財務書類の整備を要請され、数年たった現在では全国の大半の自治体で財務書類の作成・公表がなされており、今や財務諸表は、確実に「作成期」から「安定的な運用及び活用期」へシフトしていると言えます。しかしながら、財務諸表の活用については、まだノウハウが十分に蓄積されておらず、財務諸表から得られる情報を「アカウンタビリティ」や「マネジメント」の側面から自治体運営に活かす方法の検討が続いています。

本報告書では、このうちのアカウンタビリティ面に着目し、「自治体の特徴をわかりやすく住民に説明する」ことを目標とし、指標の算定結果の分析を通じて自治体間比較に有益な指標について検討してきました。こうした継続的な取組により、例えば、指標 4「有形固定資産に対する維持補修費の比率」や指標 6「費用に対する収入（税収等を含む）の比率」は、都府県平均や区市平均の数値が一定の水準となる傾向が見えてくるなど、指標の有効性を検討する上での有益な情報が得られました。引き続き、各自治体におけるアカウンタビリティの向上に資するものとなるよう、取組を推進していきます。

まだ試行錯誤の段階にある取組ではありますが、こうして自治体が集まり議論を重ねることで、少しでも財務諸表の活用促進につながることを期待しています。

最後に、新型コロナウイルスの影響により、通常どおりの業務運営が難しい状況にある中、参加自治体担当者におかれましては、短期間での情報収集、各種調整にご協力いただきありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

自治体間比較部会検討結果（概要）

指標			算定式
1	資産合計に対する各資産の構成比	自治体の資産の構成割合を説明する指標	BS 事業用資産 ÷ BS 資産合計
			BS インフラ資産 ÷ BS 資産合計
			BS 基金 ÷ BS 資産合計
2	資産に対する負債の比率	自治体の保有する資産が、将来の負担である負債で賄われている割合を説明する指標	BS 負債合計 ÷ BS 資産合計
3	有形固定資産に対する地方債の比率	社会資本である有形固定資産と地方債の状況を説明する指標	(BS 地方債合計 - 臨時財政対策債) ÷ BS 有形固定資産合計
4	有形固定資産に対する維持補修費の比率	公共施設等の規模に対する維持補修の実施状況を説明する指標	PL 維持補修費 ÷ BS 有形固定資産合計（土地を除く）
5	経常費用に対する各費用の構成比	自治体の経常費用の構成割合を説明する指標	PL 人件費 ÷ PL 経常費用
			PL 物件費 ÷ PL 経常費用
			PL 社会保障給付 ÷ PL 経常費用
			PL 補助金等 ÷ PL 経常費用 (PL 補助費等 ÷ PL 経常費用)
			PL 維持補修費 ÷ PL 経常費用
			PL 減価償却費 ÷ PL 経常費用
			PL その他 ÷ PL 経常費用
6	費用に対する収入（税収等を含む）の比率	当期の行政サービスの提供（費用）に対する現世代の負担割合を説明する指標	PL 収入合計 ÷ PL 費用合計
7	人口当たりの収入（税収等を含む）	当期の行政サービスの提供（費用）と当期の負担（収入）の規模を人口当たりで説明する指標	PL 収入合計 ÷ 人口
	人口当たりの費用		PL 費用合計 ÷ 人口
8	減価償却費に対する公共施設等整備費支出の比率	公共施設の老朽化と新設・更新支出とのバランスを説明する指標	CF 公共施設等整備費支出 ÷ PL 減価償却費
試算			算定式
1	歳出と費用の関係	当期の負担と、行政サービスの提供量との関係の分析	PL 費用合計 ÷ CF 支出合計

※BS：貸借対照表 GC：行政コスト計算書 CF：キャッシュ・フロー計算書（資金収支計算書）